

第二十二回

参議院内閣委員会議録第三十四号

昭和三十年七月二十六日(火曜日)午前
十時二十三分開会

出席者は左の通り。

委員長
理事

新谷寅三郎君
長島 銀藏君
富田 重文君
木下 淑音君
松原 一彦君

委員

井上 知治君
植竹 春彦君
木村篤太郎君
中川 以良君
中山 齊彦君
高瀬莊太郎君
豊田 雅孝君
野本 品吉君
加瀬 完君
菊川 信君
千葉 金光君
田畠 清一君
松浦 木島
堀 虎藏君
眞琴君

法務局次長 高辻 正巳君
総理府恩給局長 三橋 則雄君
防衛府次長 増原 豊吉君
防衛府人事局長 林 一夫君
防衛府装備局長 久保 龍夫君
大蔵省主計局次長 加藤 陽三君
事務局側 常任委員 会専門員 杉田正三郎君
正示啓次郎君

本日の会議に付した案件

○恩給法の一部を改正する法律の一部
○国家公務員に対する寒冷地手当及び
石炭手当の支給に関する法律の一部
を改正する法律案(衆議院提出)

○自衛隊法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○防衛府設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

○防衛府職員給与法の一部を改正する
法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国家公務員等退職手当暫定措置法の
一部を改正する法律案(内閣提出、
衆議院送付)

○委員長(新谷寅三郎君) ただいまか
ら内閣委員会を開会いたします。

恩給法の一部を改正する法律案(衆第二八号) を議
題にいたします。

○田畠金光君 この間大体一般的に問
題については御質問をいたしてあります
ので、本日その他の問題について若
干質問を続けたいと思います。
その第一は加算の問題ですが、すで
に野本委員からも質問がなされました
ので、重複するかもしれません、私
欠席していた関係上、いま一度お尋ね
しておきたいと思います。民自の修正
案によりまして、本年度二十四億六千
万の増額になったわけですが、うち七
千方が加算調査事務費として計上され
ているわけであります。高橋衆議院議
員の御説明は、たしか加算については
調査をするということで、将来これを
取り上げるかどうかということはまだ
明確でないというような趣旨の御答弁
であつたかと思いませんが、これに対
しまして、政府としてはどういう御方
針でおありですか、ことに加算を実
施したとすれば、これによつて人員の
増でありますか、あるいは予算の増減
についてどういう計数が出てくるか、
ことに数字的な面を中心として御説明
を願いたいと思います。提案者と大久
保国務大臣にも政府の方針として私は
答えをしました内容につきまして、幾
承わっておきたいと思います。

○高橋等君 ただいまの
御質問の中で、私は一般野本委員にお
いて、その点は未確定でございます。
もう一度その点を明確にさせておいていただきたい
と思います。この加算の問題につきま
しては、お説のように調査費を組みま
す。

○國務大臣(大久保留次郎君) ただ
いま提案者の高橋さんからお話をありま
したが、まだ確實な資料を恩給局は
握っておりません。実を申せば、あの
当時軍事において正確な資料を持つ
ものがあります。焼いてしまつて、こ
う方法でこの問題を解決するかという
ようにあります。焼いてしまつて、こ
う方法でこの問題を解決するかという
うことでございますが、ただ現在もう
すでに、戦地にたとえば三年なり、四
年なりおつて早く帰つてきて、恩給の
要求をして裁定をせられた方々には恩
給が加算によってつくことに実はなつ
ております。もちろんこれは羽月停止
で現在渡つてはおりませんが、もう恩
給権が発生いたしております。ところ
が三年、四年おられて戻られた方より
ております。もちろんこれは羽月停止
で現在渡つてはおりませんが、もう恩
給権が発生いたしてあります。ところ
が三年、四年おられて戻られた方より
ておつた。また現在の法におきまして
は加算を認めませんわけですから、そ
うしたかえつて長くおつた人が何ら恩
給権が発生もしないというような片手
落ちが、実は制度の上に現われて參
つたのであります。そこで何らかの形で
これは解決を要する問題であると考
えています。調査をいたすとして、ただど
ういう方法によつてどうするかという
ことは、調査の結果と国の財政の問題
とにらみ合せてやらねばならないこと
で、その点は未確定でございます。

○田畠金光君 あらためて大久保国務
大臣にお尋ねいたしますが、まあ調査
の結果を待つて処理されるという御方
針は了解できますけれども、加算制度
のまあ根本というものが何であるか、
私もよくはわかりませんが、要する
に、戦地等の勤務に対しまして、その
勞苦に対する加算という趣旨だと思
います。これが反映なさうとする御趣
旨であるのか、繰り返して申し上げて
おいたつもりでいるわけでございま
す。

均衡上的是正措置をはかられる御詔旨であるのか、この点あらためて政府の意向を確かめておきたいと思います。

○國務大臣(大久保留次郎君) 先ほど申しました通り、加算制度につきましたが、具体的の資料がありませんので、今はつきりした意見をきめることは困難でありますけれども、加算そのものについても、一月を一月加算せよという議論もあります。あるいは一月

を二月に加算しろという議論もありま

して、加算の程度についてもまだ議論

が固まっておりません。しかし今日の

申しまするといふと、四号俸上げまし

た場合には、九万一千八百円となり、通号

俸で申しますと、二十二号俸になるの

であります。それから軍曹のところでは

申しまするといふと、四号俸上げまし

た場合には、九万一千八百円となり、通号

俸で申しますと、二十三号俸となるの

であります。それから軍曹のところでは

申しまするといふと、四号俸上げまし

た場合には、九万一千八百円となり、通号

俸で申しますと、二十四号俸となるの

であります。それから軍曹のところでは

申しまするといふと、四号俸上げまし

た場合には、九万一千八百円となり、通号

俸で申しますと、二十五号俸となるの

であります。それから軍曹のところでは

申しまするといふと、四号俸上げまし

た場合には、九万一千八百円となり、通号

俸で申しますと、二十六号俸となるの

であります。それから軍曹のところでは

申しまするといふと、四号俸上げまし

た場合には、九万一千八百円となり、通号

俸で申しますと、二十七号俸となるの

であります。それから軍曹のところでは

申しまするといふと、四号俸上げまし

た場合には、九万一千八百円となり、通号

俸で申しますと、二十八号俸となるの

であります。それから軍曹のところでは

申しまするといふと、四号俸上げまし

た場合には、九万一千八百円となり、通号

俸で申しますと、二十九号俸となるの

であります。それから軍曹のところでは

申しまするといふと、四号俸上げまし

た場合には、九万一千八百円となり、通号

俸で申しますと、三十号俸となるの

六四十円が恩給年額計算の基礎俸給になりますが、文官におきましても軍人に取り扱って増額するということになりましても、九万四千八百円を恩給おきまても

すが、これは高橋衆議院議員にお尋ねいたいんですですが、一年以上七年未満もありますが、そういうわけであつて、取り上げられた場合に、これと同じレベルの文官恩給との均衡を失する、こういうわが救済の道を考えたいという考え方だけが、調査しました結果、そういう点も十分考えに入れまして、でこぼけで押えたわけですね。で、私の知りたいのは軍曹、伍長のクラスの文官の類はどうなっているのか、それを申し上げた場合は、これと同じレベルの文官も実に三号俸引きで軍曹、伍長はそれぞれ三号俸引きとなります。それが、そういうよう

な点も十分考えに入れまして、でこぼけで押えたわけですね。で、私の知りたいのは軍曹、伍長のクラスの文官の類はどうなっているのか、それを申し上げた場合は、これと同じレベルの文官も実に三号俸引きで軍曹、伍長はそれぞれ三号俸引きとなります。これが、これは事務の整理が、七年前から今まで切り詰めましたが、今後

問題は、これは召集軍人の問題に非常に関連して、一年未満とか、あるいは月単位をどういうわけであつて、取り上げられた場合に、これと同様の問題であります。そこには、この点は通算の問題であります。それで、これは召集軍人の問題に非常に多いんじゃないかと思うのですが、これだけが問題です。これが兵籍簿などの他の状況によりましては、こんな風に、ことごとにこの点は通算の問題であります。それから、これと同様の問題であります。これが法の改正を将来は要する問題であります。つまり、こう考えておりますが、現在は

問題は、これは召集軍人の問題に非常に多いんじゃないかと思うのですが、これだけが問題です。これが兵籍簿などの他の状況によりましては、こんな風に、ことごとにこの点は通算の問題であります。それから、これと同様の問題であります。これが法の改正を将来は要する問題であります。つまり、こう考えておりますが、現在は

問題は、これは召集軍人の問題に非常に多いんじゃないかと思うのですが、これだけが問題です。これが兵籍簿などの他の状況によりましては、こんな風に、ことごとにこの点は通算の問題であります。それから、これと同様の問題であります。これが法の改正を将来は要する問題であります。つまり、こう考えておりますが、現在は

問題は、これは召集軍人の問題に非常に多いんじゃないかと思うのですが、これだけが問題です。これが兵籍簿などの他の状況によりましては、こんな風に、ことごとにこの点は通算の問題であります。それから、これと同様の問題であります。これが法の改正を将来は要する問題であります。つまり、こう考えておりますが、現在は

問題は、これは召集軍人の問題に非常に多いんじゃないかと思うのですが、これだけが問題です。これが兵籍簿などの他の状況によりましては、こんな風に、ことごとにこの点は通算の問題であります。それから、これと同様の問題であります。これが法の改正を将来は要する問題であります。つまり、こう考えておりますが、現在は

ましたかに基く非常勤職員の勤務条件に関する行政措置の要求が提案になつて、いたわけあります。それに対しまして、七月の十八日付で判定が下されております。これは簡単に申し上げますと、人事院においては近く人事院規則を改め、非常勤職員に対しましても労働基準法に定める有給休暇を与えるよう改正する方針のようあります。そうしてまた恩給局の職員組合の要請に対しましては、次のような判定を下しております。これは簡単に内容だけを申し上げますと、要するに、今後は採用等の場合には辞令を交付して雇用条件を明らかにするとともに、解雇のような場合はなるべく理由を明示すること、また現在の給与額を若干増額すること、それから昇給を行ふこと、有給休暇のはか選挙の投票などの場合に休暇を認めること、解雇の基準、業務管理の方法等の運用に留意すること、組合活動については平常な労使関係の樹立に努めること、など臨時職員のうち恒常的な業務のため相当期間継続して雇用の必要がある者は常勤に考慮を払うこと、こういうような趣旨の判定が下されているわけあります。今後の恩給法の一部改正を見ましても、今後の恩給義務がますます繁忙になって参りますので、この法改正の中にも、総理府恩給局の軍人恩給事務処理要員二十名増員のため、行政機関職員定員法の一部を改正すること等も改正の中に含まられておるわけであります。従いまして、今後膨大化していく恩給事務を考えましたときに、恩給局の今日の職員の構成が一千名が臨時職員である、わざか経常的雇用関係にある者が二百名とちょっと

とても、給与の体系において、内容において、あるいは労働条件等において、も労働基準法に定める有給休暇を与えるよう改正する方針のようあります。そうしてまた恩給局の職員組合の要請に対しましては、次のような判定を下しております。これは簡単に内容だけを申し上げますと、要するに、今後は採用等の場合には辞令を交付して雇用条件を明らかにするとともに、解雇のような場合はなるべく理由を明示すること、また現在の給与額を若干増額すること、それから昇給を行ふこと、有給休暇のはか選挙の投票などの場合に休暇を認めること、解雇の基準、業務管理の方法等の運用に留意すること、組合活動については平常な労使関係の樹立に努めること、など臨時職員のうち恒常的な業務のため相当期間継続して雇用の必要がある者は常勤に考慮を払うこと、こういうような趣旨の判定が下されているわけあります。今後の恩給法の一部改正を見ましても、今後の恩給義務がますます繁忙になって参りますので、この法改正の中にも、総理府恩給局の軍人恩給事務処理要員二十名増員のため、行政機関職員定員法の一部を改正すること等も改正の中に含まられておるわけであります。従いまして、今後膨大化していく恩給事務を考えましたときに、恩給局の今日の職員の構成が一千名が臨時職員である、わざか経常的雇用関係にある者が二百名とちょっと

とても、給与の体系において、内容において、あるいは労働条件等において、も労働基準法に定める有給休暇を与えるよう改正する方針のようあります。そうしてまた恩給局の職員組合の要請に対しましては、次のような判定を下しております。これは簡単に内容だけを申し上げますと、要するに、今後は採用等の場合には辞令を交付して雇用条件を明らかにするとともに、解雇のような場合はなるべく理由を明示すること、また現在の給与額を若干増額すること、それから昇給を行ふこと、有給休暇のはか選挙の投票などの場合に休暇を認めること、解雇の基準、業務管理の方法等の運用に留意すること、組合活動については平常な労使関係の樹立に努めること、など臨時職員のうち恒常的な業務のため相当期間継続して雇用の必要がある者は常勤に考慮を払うこと、こういうような趣旨の判定が下されているわけあります。今後の恩給法の一部改正を見ましても、今後の恩給義務がますます繁忙になって参りますので、この法改正の中にも、総理府恩給局の軍人恩給事務処理要員二十名増員のため、行政機関職員定員法の一部を改正すること等も改正の中に含まられておるわけであります。従いまして、今後膨大化していく恩給事務を考えましたときに、恩給局の今日の職員の構成が一千名が臨時職員である、わざか経常的雇用関係にある者が二百名とちょっと

とても、給与の体系において、内容において、あるいは労働条件等において、も労働基準法に定める有給休暇を与えるよう改正する方針のようあります。そうしてまた恩給局の職員組合の要請に対しましては、次のような判定を下しております。これは簡単に内容だけを申し上げますと、要するに、今後は採用等の場合には辞令を交付して雇用条件を明らかにするとともに、解雇のような場合はなるべく理由を明示すること、また現在の給与額を若干増額すること、それから昇給を行ふこと、有給休暇のはか選挙の投票などの場合に休暇を認めること、解雇の基準、業務管理の方法等の運用に留意すること、組合活動については平常な労使関係の樹立に努めること、など臨時職員のうち恒常的な業務のため相当期間継続して雇用の必要がある者は常勤に考慮を払うこと、こういうような趣旨の判定が下されているわけあります。今後の恩給法の一部改正を見ましても、今後の恩給義務がますます繁忙になって参りますので、この法改正の中にも、総理府恩給局の軍人恩給事務処理要員二十名増員のため、行政機関職員定員法の一部を改

正すること等も改正の中に含まられておりります。私は單に人事院の裁定ばかりでなく、さらにできることはもう少し改善しなくちやならないのじやないかうかという考え方を持っておりまし、たとえばその一例として、従来は期末手当というのは一年以上勤続した者に支給することになつておったものを、今度から改めて、半年以上勤続した者には期末手当をやるうじやない

とても、給与の体系において、内容において、あるいは労働条件等において、も労働基準法に定める有給休暇を与えるよう改正する方針のようあります。そうしてまた恩給局の職員組合の要請に対しましては、次のような判定を下しております。これは簡単に内容だけを申し上げますと、要するに、今後は採用等の場合には辞令を交付して雇用条件を明らかにするとともに、解雇のような場合はなるべく理由を明示すること、また現在の給与額を若干増額すること、それから昇給を行ふこと、有給休暇のはか選挙の投票などの場合に休暇を認めること、解雇の基準、業務管理の方法等の運用に留意すること、組合活動については平常な労使関係の樹立に努めること、など臨時職員のうち恒常的な業務のため相当期間継続して雇用の必要がある者は常勤に考慮を払うこと、こういうような趣旨の判定が下されているわけあります。今後の恩給法の一部改正を見ましても、今後の恩給義務がますます繁忙になって参りますので、この法改正の中にも、総理府恩給局の軍人恩給事務処理要員二十名増員のため、行政機関職員定員法の一部を改

正すること等も改正の中に含まられておりります。私は單に人事院の裁定ばかりでなく、さらにできることはもう少し改善しなくちやならないのじやないかうかという考え方を持っておりまし、たとえばその一例として、従来は期末手当というのは一年以上勤続した者に支給することになつておったものを、今度から改めて、半年以上勤続した者には期末手当をやるうじやない

だれが見てもわかるようにするの、ことに必要なことではないかと思つてあります。まことに御同感です。

○長島銀蔵君 大臣から御意見を承わりました。承いたしました。どうか一つ条文その他もすつきりしたものに御整理を願うということを要望いたしまして私の質問を終ります。

○委員長(新谷寅三郎君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始め

○木下源吾君 この恩給法でだいぶ気

ばって金を出すという、来年も再来年もだいぶ出るようになります。一般国民の方では日本が恩給亡國になるなん

といふ、けさもまたそんなようなこと

で恩給費が増高することによって、恩

給に困窮になるという心配の声を

十分承知いたしておりますが、私自

身はその心配は杞憂であるといふこと

を考えておるのであります。と申しま

すのは、先ほど來も詳しく述べて御

説明をいたしてきたのでござります

が、もう一度繰り返してみますと、昭

和三十年度、今年度の文官恩給は百六

十三億であります。そしてこの法律改

正によります、いわゆる軍人恩給は

六百六十九億、合計いたしまして今

度分は八百三十二億円といふことになっております。来年度はそんなどと

なるかと言いますと、来年度は文官

恩給の自然増加が十八億であります。

結局文官恩給全体いたしましては百八

十一億、軍人恩給の場合は今年度でいわゆる一時金の支払いが全部終ります

関係上、百二十億円といふものがこの法律改正によつて増額をせられます

が、なお軍人恩給の方は七百二億円の増であります。従いまして、この軍人

と文官とを加えた合計は八百八十三億円でござります、三十一年度。そうし

てそのうち約二十数億円といふものは、これはいわゆる失権として毎年減じて参つてきております。そういう関係で大体八百六十億程度、あるいは八百五十五億程度が来年度の恩給になる。

従いまして、今年度と来年度とを比較いたしますと、恩給費の増加は大体三

十億程度の増加になるだろうと考えております。それらその次の三十二年度

は、これはもうこの法律が完全実施をさ

れるときで、まずそのときの状況はどうかとみますと、文官恩給におきまし

て百九十九億、これもやはり十八億増

で百九十九億、軍人恩給におきましてはベース・アップによります完全実

施分が百六十億になります。そこで実

際の合計をみると、文官と軍人との合計は大体九百億程度である。結局三

十一年度と二年年度との比較におきまし

ても、大体三十億程度、あるいは三十五

億程度の増加になるものとを考えられま

す。そこでそれから先の問題でありま

すが、御承知のように、この今後制度

をどんどん増額の方向へ持つて参りま

すと、今おっしゃるように恩給費が非

常にふえてくるといふことも考えられ

ますが、軍人恩給につきましては、少

なくともこれからだんだんと減つて参

る、毎年二十億ないし三十億、おそらく三十億程度のものが失権によって減

る、結局文官恩給全体いたしましては百八

給につきましては、これはまあ十八億ぐらいふえております。また決議によりますが、昭和二十三年以前の文官との調整にある程度の増額を見込むこと

は、これはやむを得ない必要だと考えていますが、一面現在われわれ考え

ておりますのは、四十五歳で恩給が

つくるということは最近の機会に

おきました、これはやはり恩給の性格から考えて、五歳ぐらい年齢を引き上げるという措置をぜひ法律改正で実現

をするとともに、いわゆる所得の多い、

高額所得者に対しましても、もう少し恩

給を受け取ることを制限する

程度を引き下げて行きます。こうした

制度的の改正を加えることによって文

官恩給の増加の抑制を一面においては

いたす、これは近く私はぜひ政府の方

でやつてもらわなければならぬし、またやれなければ議員立法でもこれは

やらにやならぬと考えております。そ

ういう調子で、文官恩給におきましては増加を防ぐという方法を一頭取り、

一面軍人恩給におきましては減額の一途を今後たどつてくる、おそらく今後十年もたまましたらほとんど軍人恩

給として受給をされます者はいわゆる未亡人とその他のごく若干の人々といふようなことに相なつてくるのではないかと私は推測いたします。

○木下源吾君 この軍人恩給と銘打つ

ておりますが、復活だと、こう言うの

です。軍人恩給というのをどうして復

活せにやならないのですか、恩給とし

てですね。しかもそれがときどきアンバランスを直すとか、何とかいう、大臣の要求も、これは社会保障でない、また遺族団体、あるいは傷痍軍人、あるいは職を失われた旧軍人の方

に、やはり恩給の形でやつてもらいた

体この軍人恩給の受給者の対象で、生

活に困窮している、こういうものと、

それからそういう恩給をもらわぬでも

おきますが、一面現在われわれ考え

ておりますのは、四十五歳で恩給が

生き残つておるのだから、だからこれは恩

給の制度でやるのが当然だということ

どちらが重點でございますか。

○衆議院議員(高橋等君) 御趣旨がよ

くわからないのだが、軍人恩給といふ

ものなぜ恩給の形で復活するかとい

うことを先におっしゃつて、その最後に困窮者の調査をしているかどうか、どうか。

○木下源吾君 それは関連しているの

です。つまり私はこの恩給という体系の中に困窮者と、そういうものを復活する

ことがどうかと、こう考えておりま

す。社会保障の面で行けばですね、同

時に困窮という、そういうことが中心

になつてくる、老齢だとか……。そこ

が恩給といふことになれば、生計能

力が十分にあり、資産があつても、こ

れは恩給を取るということになるわけ

です。そういうことを私は考えている

ものですから、まずはそれをお伺いして

みます。それで、今は恩給を復活してやるの

がいいか、こういうことを伺つておる

のです。

○衆議院議員(高橋等君) その問題に

つきましては、もうこの委員会でも非

常に詳しく述べて御答弁

を私は申し上げたと思うのです。す

べて、この恩給と言いますと、御承知のよ

うにもう生活程度にかかるわらず、す

とお話をのように始まるのですから、取

り残されたこの恩給では生活のできな

い人々が実は出て参りますが、一般的にそうした人々については、いわゆる

社会保障的なやり方ももちろん並行し

てやつていかなければならぬ問題もあ

るかと思いますが、特にこの戦争が原

因で貧困になるたとえば一人子なり、

二人子を殺しまして、もう身寄りの

ない年寄りになつてだんだん年をとつ

てくる、こうしたような方々に對して

は、なお将来何らかの国家財政とにらみ合わした考慮が必要であることは、これは私は痛切に感じております。大体そういうことで御了承願いたいと思うのです。なお困窮状況がどうなつておられるか、当時の状況についてちよつと記憶ないので恐縮でござりますが、ちよつと今資料の持ち合せがないのでお許しを願いたいと思います。

○木下源吾君 実はその資料のないやつが一番重要だと思うのです。今公務員と國家という関係を申しておりますが、今の公務員の何では軍人は含まれない、今の法律では……。公務員といふものの中には軍人が入らないのですね。そういう点をも私は考慮しておるのです。ただ、今公務員と軍人と区別する、それで常にこの公務員と軍人を区別することは何か非常に恩給の面において対立があるよう思うのです。そういうように考えられるることは、せっかく給与をしてやつてあまりいい結果を及ぼさぬのぢやないか。現に一方が上るというと一方の恩給が不均衡になる、公務員恩給が不均衡になるといふこと、こういうような声が出てくるわけであります。やはりこれは元から一本にする必要がある。途中から継ぎ足してこういうことをやりますために非常にあつちこつちに不平がある、かように考えるのです。そういう意味で、できるなら私は社会保障、いわゆるそういう面でやるべきだ、合理的にこれは解決する時期が私は当然くるのではありませんが、それがある程度大大切なんでも材料がなければ、それはしようがありませんが、それが一層大切なんです。そこであくまでもやはり公務員が石集されたもの、軍人としてやつておつたものと国民とは区別するような、今のような状態、これは法

員として、現在の公務員と同じように御指導して行かれる考え方を持つておられるのか。

○衆議院議員（高橋等君） この本法の改正は提案理由で申し上げましたように、昭和二十八年の法律改正を経まして、なお当時の国家財政の状況から見て、いわゆる普通の文官の方と比べて給与が低いのですから、それと合わせて、いわゆる公務員の本の恩給をどうするかという、二十八年当時の議論に帰つてくるが、これから将来の問題があるかと思いますが、私は公務員とという立場におきましては、特殊の制度を考えて行くということは、これは当然だうと思う。どこの國でも公務員に対し、こうした性格のものに対して恩給的なものを出していいとはこれは当然だうと思つ。どこの國においてはこれは全く事情が違う。日においてはこれは全く事情が違う。民主主義下において、これは國民の公務員である。ところが軍人は今民主主義下においてはないのです。明らかにありません。そこでこの点を十分に私は考慮する必要があるのではないか、民主主義下において陸下の軍人は一人もない。だれでもこれは知つておる通りです。ここでこれにつまり生活の保障を与えるということは、國全体の意思によつてこれは決定するわけであります。國民の意思によつて、國民に対する國民の恩給でありますね、國民の恩給であるわけです。そして旧軍人が國民の恩給として受けける対象となる場合は、従来のよくな陸下の恩給というような形ではないでないか、國民全体の上ではあくまでもこれは社会保障という、こういう方向に前進して行かなければならぬものではないか、従つてその場合においては、國民皆兵なんです。そうすると、國民全体の義務として、國民の義務がある。なんで、三大義務に徵兵の義務がある。私はこれは一般国民对國家の関係でなしに、國家对公務員の関係として、これは残ざるべきものであると考えておられます。

○木下源吾君 まあ古いことを言えば、きりがありませんが、当時は國民皆兵でござる。ところが今日になつてみれば、一たん軍隊に召集されたものの、軍人としてやつておつたものと國民とは区別する。ところが今の公務員の場合は、従来から陸下の恩給であった。陸下の官吏であつて陸下の軍人であつたのです。今日は主権は恩給といふものは従来から陸下の恩給であった。しかし、私はこれは社会保障制度で行くべきものでないか、こういうことが國全体の意見によつてこれは決定するわけであります。國民の恩給によって、國民に対する國民の恩給でありますね、國民の恩給であるわけです。それを一つおつしやつた。それから一つは、保障制度で行くか、恩給で行くか、これは国民がきめるんだ、こういうことをおつしやつた。そうなんですか。あなたが頭で整理してくれて答弁しておる通りです。ここでこれにつまり云々というお話がありますが、アメリカあたりでも恩給は出しているのですよ。ですからそういう考え方じゃないのですね、これは……。國家对使用者としての関係で考える。國家对一般国民との関係を社会保障の関係として考えて行く、そして今後社会保障制度を充実して行く上におきましても、国家对使用者の関係は、また別の形態でございますけれども、國民が、今になつては軍人というものはないのだから、これは社会保障の範疇で解決して行くものじやないかと、こうしたことのためにお尋ねしておるわけであります。わかりましたか。

○衆議院議員（高橋等君） 元のいわゆる六八勅令以前の恩給法で、公務員とは文官、軍人云々と、こういうことが書いてあつた。そして軍人というものは、は当時から公務員たとして扱われておった。そこでこの公務員が國のためには公務によって死亡するとか、あるいは一定の年限に達したとかいうような者はには全部恩給といふものが支給されおつた。その恩給が停止になつた。だから特に軍人とか、何とかいうことを少し整理をして一つ一つお聞き下さねばいいと思うのです。それでお尋ねの点なんですが、國民皆兵であつたから特に軍人とか、何とかいうことを考える必要はないのだ、こういうことだから特に軍人とか、何とかいうことを考える必要はないのだ。それとお尋ねの点なんですが、國民皆兵であつたから特に軍人とか、何とかいうことを一つおつしやつた。それから一つは、保障制度で行くか、恩給で行くか、これは国民がきめるんだ、こういうことをおつしやつた。そうなんですか。あなたが頭で整理してくれて答弁しておる通りです。ここでこれにつまり云々というお話がありますが、アメリカあたりでも恩給は出しているのですよ。ですからそういう考え方じゃないのですね、これは……。國家对使用者としての関係で考える。國家对一般国民との関係を社会保障の関係として考えて行く、そして今後社会保障制度を充実して行く上におきましても、国家对使用者の関係は、また別の形態でございますけれども、國民が、今になつては軍人というものはないのだから、これは社会保障の範疇で解決して行くものじやないかと、こうしたことのためにお尋ねしておるわけであります。わかりましたか。

○衆議院議員（高橋等君） 食い違ひがあることはあなたの考え方とはその点では食い違ひがある。これが私の考え方。ですからあなたの考え方とはその点では食い違ひがあるが根本的にあるわけでございます。あなたが根本的にあるわけでございます。

○木下源吾君 食い違ひがあることはつきりしましたから、それでいいわけですが、食い違ひがどこで出づてきたかと言いますと、古い時代のものを今まで持つてきて、根拠がないのを根拠

をつけるというところに食い違いが出てきてしまうと考へられる。陛下の軍人はその当時はあつたし、今は陛下の軍人もなければ、国民の軍人もないんですよ。そのところへあなたは古い軍人をここへ持ってきて、軍人であるからという仮想でここへ置きかえて、自分自身の頭でそれを整理して、そういうようにしようとするところに食い違いが出てくると私は思う。あくまでもそれがではなく、現実に即しまして、軍人ではないのだから、軍人では現在ないのですからね。その軍人ではないといふことの現実から立って行つたならば、物事はきれいに解決できるではないか。軍人でない者に軍人なりとして、こういう仮想で物事をきめて行こうと思ふところに無理があるんじゃないか、こういうふうに私は考えておるわけなんです。

○衆議院議員(高橋等君) この問題についてはもうたびたびお答え申し上げておる通りでございまして、これ以上私は議論的におわることを避けたいと思います。

○木下源吾君 私も議論はしたくなかった。議論はしたくないんで、ただこの問題を申し上げておることの必要性は、もしも私のような考え方が正しいとするならば、やはりこの問題は二十八年でやつたまま、そのまま、これはいい悪いは別として、一つの法律できめたのですから、それをそのまま凍結しておいて、次に社会保障制度の方向へ持つて行くために大いに努力したらいいのではないか、こう考へるので、それがあくまでもその元を発展させて、いや今度は上に厚いとか、下に薄いといふに薄いとか、下に厚いといふよ

うに、そういう根拠の上にそれを築いて行こうとするから、私は今の議論をしてお尋ねしておるわけなんです。私は決して困る国民に対して政府は保障してお尋ねしておるのではありません。根拠としては、私は今まで社会保険で私は解消して行くことが純理論ではないか、こういう面には法律ができますが、これはあります。ただ、そういう考え方で、私は今まで社会保険で私は解消して行くことができないだらうと思ひます。このようにお互いに考究して、立ってお尋ねしておるわけあります。

○衆議院議員(高橋等君) その御質問に対しましては、もうたびたびお答えいたしました通りでございますが、衆議院におきましても、やはり社会党のあなたの所属の方でいろいろな質問をいたしましたのでございますが、今のようなお言葉は初めてなんであります。ことに衆議院で両派社会党から出されておりましたのでござりますが、今までのいろいろな質問に対する回答としては、もうたびたびお答えいたしました通りでござりますが、私はきょうは一切の議論を省略まして、主として恩給局長にお願いしたいと思うのですが、私のお会保障の線でこれは解決すべきだと思います。ですから、われわれが衆議院で兵に、下に厚くということは、あくまでも社会保険という面でこれを解決して行こうとする一つの基調である、こういうように解しておるわけなんであります。決して今のこの制度を修正案も、恩給制度というものを一応仮定に置き、しかも下に厚くするという修正案が実は出されております。(「よけいなことを言うと時間が延びます」と呼ぶ者あり)いえ、申し上げます。答弁者が申し上げることは自由であります。そういうことで、私はそれはもちろん国民の意思に移行する場合を考えておやりになつたことは大体わざとあります。従つてそれを明らかにするために、今あなたとお話をしておるわけであります。決して今のこの制度を全面的に承認した上でこれは修正であります。それをさかのぼって行く

議院における社会党の修正というものは、今までのいろいろな質問に対する回答を通じてわかつたような点がありますが、私はきょうは一切の議論を省略まして、主として恩給局長にお願いしたいと思うのですが、私のお会保障の線でこれは解決すべきだと思います。その第一点は、かねがね申し上げたのでござりますが、今までのところは私はどうしても将来、一般社員ははつきり申し上げておきたいと思うのであります。ですから、われわれが衆議院で兵に、下に厚くということは、あくまでも社会保険という面でこれを解決して行こうとする一つの基調である、こういうように解しておるわけなんであります。決して今のこの制度を修正案も、恩給制度というものを一応仮定に置き、しかも下に厚くするという修正案が実は出されております。(「よけいなことを言うと時間が延びます」と呼ぶ者あり)いえ、申し上げます。答弁者が申し上げることは自由であります。そういうことで、私はそれはもちろん国民の意思に移行する場合を考えておやりになつたことは大体わざとあります。従つてそれを明らかにするために、今あなたとお話をしておるわけであります。決して今のこの制度を全面的に承認した上でこれは修正であります。それをさかのぼって行く

○政府委員(三橋則雄君) 正規将校は有利であつて準士官以下は不利である、質問をした根本にさかのぼるわけなんでありますから、特例はあるいはこれは、今はあなたの提案が通過しましたが、その他の点につきましては、この委員会でずっと申し上げておる通りでございます。考え方におきましては非常に巡説があるということで、これ以上私は議論になることを避けたいと思います。

○委員長(新谷寅三郎君) 木下君、も

議院における社会党の修正というものは、今までのいろいろな質問に対する回答を通じてわかつたような点がありますが、私はきょうは一切の議論を省略まして、主として恩給局長にお願いしたいと思うのですが、私のお会保障の線でこれは解決すべきだと思います。その第一点は、かねがね申し上げたのでござりますが、今までのところは私はどうしても将来、一般社員ははつきり申し上げておきたいと思うのであります。ですから、われわれが衆議院で兵に、下に厚くということは、あくまでも社会保険という面でこれを解決して行こうとする一つの基調である、こういうように解しておるわけなんであります。決して今のこの制度を修正案も、恩給制度というものを一応仮定に置き、しかも下に厚くするという修正案が実は出されております。(「よけいなことを言うと時間が延びます」と呼ぶ者あり)いえ、申し上げます。答弁者が申し上げることは自由であります。そういうことで、私はそれはもちろん国民の意思に移行する場合を考えておやりになつたことは大体わざとあります。従つてそれを明らかにするために、今あなたとお話をしておるわけであります。決して今のこの制度を全面的に承認した上でこれは修正であります。それをさかのぼって行く

○政府委員(三橋則雄君) 正規将校は有利であつて準士官以下は不利である、質問をした根本にさかのぼるわけなんでありますから、特例はあるいはこれは、今はあなたの提案が通過しましたが、その他の点につきましては、この委員会でずっと申し上げておる通りでございます。考え方におきましては非常に巡説があるということで、これ以上私は議論になることを避けたいと思います。

○野本品吉君 それでは私は数字をもつて申します。かねがね申し上げておりましたように、俸給で抜わざに別取扱いが不利であるとは言えないと思つております。

○野本品吉君 それでは私は数字をもつて申します。かねがね申し上げておりましたように、俸給で抜わざに別取扱いをしておる。つまり兵にあつたのは三十九円、約四十円のものを四十円で抜つておる。伍長または三等兵賃は五十円のものを五十七円で抜つておつ

ら省きます。省きますが、私がこの間御説明申し上げましたようなことでございまして、必ずしも今、野本委員の仰せられるようなことは納得がいかないでございます。

○委員長(新谷寅三郎君) 野本さんそれね……。

○野本品吉君 もう五分です。

○委員長(新谷寅三郎君) 金曜日の委員会であとの発言時間を大体さめたのです。あなたおられなかつたのです。それで入つていないのです。千葉君が自分の発言時間を捨ててしまつておるのです。

○野本品吉君 もう一分です。今の点は私はわからぬがわかるほどわからなくなつてくる。はははだ変な表現ですが、それであるのでお伺いしたい。もう一つこれはほんとうに一分です。特別職の俸給表ですね。現在の特別職の俸給表、それから裁判所関係の俸給表を、制度の変つた以前の退職者に現在適用しているのであります。これは職階の問題につきましては、恩給局長とかねがねいろいろ話し合つたことがあります。が、それがねがねいろいろ話し合つたこととがありますが、職階にそろえるという原則を一般に及ぼすということが私は特別職の俸給表、それから裁判所関係の俸給表を前の退職者に適用しておるということからみますといふと、これは一般にそういう考え方を及ぼして行くことが暗然のうちに認められていました。

○政府委員(三橋則雄君) そうじゃないでございまして、特別職に関しましては、親任官とか、高等官、判任官といふふにございました。ところで親任

官以外の勤任以下の者を対象といったしましては、現在俸給号表として考

えられるものは特別職の俸給号表でござりますので、これらの人々について

現状でございます。それから裁判官につきましては、従来の裁判官につきま

しては親任官以外の方々につきましては一般的の勤任官以下の人と同じじよう

俸給号表が適用されておつたのであり

ますからして、そういう人たちに對

しましては、今的一般職の公務員に適

用される俸給号表を適用することとし

たしておりますけれども新しい裁判

制度ができました後の裁判官につきま

しては特別な俸給制度ができております

ので、その人々に限つてその新しい

制度の俸給号表を適用しているとい

うのが現状でございます。

○野本品吉君 新しい時代になつてか

らの裁判官に對しては特別な俸給表が

できているということは私も心得てお

ります。しかしそういう特別な扱いを

されているところにいろいろな問題が

起つてくるのであります。この点につきましては将来大いに考究をしなければなりません。しかしながら大へん

長いこと時間費やしまして失礼いた

しましたが、いろいろ議論をすれば限

りなくあると思いますが、一応これで

私の質問を終ります。

○委員長(新谷寅三郎君) なお野本委

員は他に質問をしたかったでしょ

うふふにございました。

反対の第二点は、提案説明によりま

すと、戦争犠牲者を救済するとい

うのあります。が、それでは、その戦争

の犠牲者という内容について、さらに質問をいたしますと、旧軍人軍属は、一般国民との間にはなはだ差別待遇をされておる、この国民との不当な

差別待遇というものを取り除くためは終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり】

○委員長(新谷寅三郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。

御意見のあたりの方は賛否を明らかに

してお述べを願います。

○加瀬完君 私は社会党第四控室を代

表いたしますして、本案に対し反対をいたします。

提案者の提案説明はその限りにおき

ましては当然の理由も認められ、また

その努力に対しまして敬意を表するに

やぶさかではありません。なお遺家族等戦争犠牲者は言うまでもなく、旧軍人軍属の救援につきましても大きい国

家補償をすべき原則に対しましては、もちろんわが党におきましても全

ては反対をせざるを得ません。反対の第一

点は、提案者は、旧軍人軍属の待遇を厚くすることは、平和国家、道義国

家の建設発展の重大要件である、こう

説明されておるのですが、平和

国家、道義国家、こういうことからす

るならば、まず考慮されなければならぬことは、再び戦争が起らない、免除といふことを第一にすべきであると思ひます。この点車人恩給の引き上げ

いたいことを、この免除

にはなはだ逆行するものと思うのであ

ります。

反対の第三点は、法案の内容であ

ります。戦争犠牲者と申しますが、一応

譲りまして、戦時行動の犠牲者とい

うのを強く第

義的

に考えるといつた方法をとることは、この免除

いたい

のと

の意味合

い

るものについて何

ら研究を施しておらない。政府の施策

が全然怠慢である、こういう点を指摘

をいたしたいのでござります。

反対の第五点は、財政計画の面から

徒動員の学徒、あるいは満蒙義勇軍、報道関係の人々、その他の応召者等、国家犠牲はむしろこういった方々に大

きい点も見逃すことができません。しかしこれらの点と、いうものは、この法案の中からだけでは十二分に考慮され

ておるという点は汲み取れないでござります。なお文官との比率でござりますが、警察官等からたびたび指摘がありますところの、文官そのものの中は解消されておりません。戦争犠牲者の示をされておりません。戦争犠牲者の待遇といふことであるならば、戦争犠牲との差別待遇といふことであるならば、戦争犠

牲者との差別がある、これだけしか例は、段階つけられ、その犠牲度に対し

まして支給基準というものがきまるべきではないか、こういうよう質問を申上げますと、それらについては考

えられておらなくて、結局これは旧軍

教済といふことであるならば、戦争犠

牲者との差別がある、これだけしか例は、段階つけられ、その犠牲度に対し

まして支給基準というものがきまるべ

きではないか、こういうよう質問を申上げますと、それらについては考

えられておらなくて、結局これは旧軍

教済といふものを文官並みに引き上

げること以外に意味がないのでござります。こういうこととあります

と、提案説明によります戦争犠牲と人恩給というものを文官並みに引き上

げること以外に意味がないのでござります。こういうこととあります

と、この見方をいたしておるわけでございまして、この間の比較だけをして参りますこと

は、この改正の中に含めて行くならば、さ

らにあととの問題の根を断つといふことにもなつたのでございますが、文

官そのものの中にあるでこぼこというものを見逃して、文官と軍人といふも

の間の比較だけをして参りますこと

は当を得ないと思うのでござります。

なおまたその内容といたしまして、

この改正の中に含めて行くならば、さ

らにあととの問題の根を断つといふこと

に、文官と軍人といふも

の間の比較だけをして参りますこと

は当を得ないと思うのでござります。

なおまたその内容といたしまして、

この改正の中に含めて行くならば、さ

て十分にわれわれは國力に応じ、また敗戦の結果に応じたる戦後の始末をつけなければならぬ時が参ったものと思ひます。また文官を一つの標準として今回の軍人恩給が考へられておるといふのは、一面においては軍文共に立つた昔の制度において当然であります。が、一面においては文官は刻々に動いていっておるという事実を私は忘れていたいきたくないのです。文官の恩給がただいまやゆる一万六千円ベースとなつておるがために、旧軍人の恩給をそこに近づけようとする努力を払われたことは一応当然であります。しかし文官の現在は一万五千円ベースであります。人事院の報告によりますと、すでに一万六千五百円今日は払われておる。従つて昨年の一月一日以降に退職したる國家公務員は、すなわち文官は一万五千円ベークス、最近においては一万六千五百円の実績による恩給が払われておるのであります。もし比較をするならば、ここにも比較しなければならぬ現実がある。この現実に幾らどうしようというても近づけることは私は日本の國力が許さぬと思う。というて、軍人恩給が常に文官恩給といつも揆を一にしなければならない理由はない。文官恩給は刻々にその当時のベースによつて納付金をいたしておるのであります。かような点から、今回著しく現われましたものは、恩給のあまりにも低いという事実であります。これを是正しなければならぬことを付帯決議によつて衆議院においても明らかにせられ、だいま長島委員からもこれが提案をせられて

おる。これは当然のことだと思います。次には昭和二十九年一月一日以後の一万五千円ベースというものが、現に今文官恩給の基準になつておるのであります。これに対するアンバランスをどうして是正するか、これ官の恩給は決して一本じやない。しいて言えば、二十三年六月以前のものが生きておる、当然伸びつある文官の過程において私は将来保障しなければならない重大な問題だと思う。文官の恩給は決して一本じやない。して言えど、二十三年六月以前のものが一つの段階を示し、二十九年一月以後のものが次の大部分を示し、二十九年一月以後のものが一万五千円ベースにおかし御認識の上、将来政治の公正を期せられたいと思うのであります。

この三段階の事実をも委員諸君はどうか御認識の上、将来政治の公正を期せられたいと思うのであります。私は戦争に負けたからというて、罪を軍人に罰せることとは断じていけない。その罪は政治家すべてが負うべきものであり、同時に国民全體が負わなければならぬ。従つて敗戦後の始末として、旧軍人諸君並びにその遺族に報いる道は厚くなくてはならぬと思います。この大原則の上において見るとまさに、今日現われたる改正案は必ずしも完備したものではございません。ただいま現われたる改正案は必ずしも原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(新谷寅三郎君) 多数でござります。よつて本案は多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(新谷寅三郎君) 連記を始めます。この法律案(衆第二八号)を問題に供します。本案を衆議院送付案原案通り可決することに賛成の諸君の手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(新谷寅三郎君) 多数でござります。よつて本案は多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(新谷寅三郎君) ちょっとと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(新谷寅三郎君) 連記を始めます。この法律案(衆第二八号)を問題に供します。本案を衆議院送付案原案通り可決することに賛成の諸君の手を願います。

○委員長(新谷寅三郎君) 多数でござります。よつて本案は多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(新谷寅三郎君) ちょっとと速記をとめて下さい。

○委員長(新谷寅三郎君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(新谷寅三郎君) 連記を始めます。この法律案につきましては、提案以来内閣委員の皆さん方からいろいろ御協力をもつておられたようだとの拡充的なものの方は、私はこの際には深く反省しなければならないのじゃないかと存ります。

の御意見を基礎として御審議を願いたいと思います。なお本案に関しましては、予算を伴う法律案でございますので、国会法第五十七条の三の規定によりまして、内閣に対し意見を述べる機会を与えなければならぬようになつておりますから、この機会に、給与相当の大久保国務大臣から政府の御意見をお聞かせ願いたいと思います。

○國務大臣(大久保留次郎君) 実はこの案を私詳しく述べおりませんのであります。その前に簡単に申し上げたいと思います。千葉君が出されたのありますから、まんざら根拠のないものではない、大いに根拠のある法律だと思いませんが、ちょっと感じたものを一言だけ申し述べてみたいと思います。私はこの委員会で先にも申し上げたかと思いますが、日本の公務員制度に対する手当が非常に多いのです。これはどういうわけか、敗戦後のどさくさまぎれに公務員法ができるために、それに追加し追加しているいろな手当が出ておる、今日約十ある、勘定しきれないほどある。しかしこの手当といふものはまんざら根拠のないものでもない、根拠を持った手当であるのであります。けれども、こうたくさんあつてはお互に不便でありますから、私は公務員制度調査会においてはなるべく簡素にしたい、しかし収入は減らぬように簡素にしたいという希望のもとに、今調査会で練つてるのであります。そういう機会でありますから、実はなるべく新しい手当があえるということはあまりどうも賛成しかねるのであります。これは公務員制度調査会においてよく練つてみたいと、こういう感じを持つております。それからその

次に、新しい薪炭手当についてのことは一苦勞である、もう一つ、支給される地域と支給されない地域との公務員の不公平調和をどうはかるかということがあります。それからもう一つは、薪炭手当を給されるところの公務員と地域給を給される公務員との調和をどうするかということ。それからもう一つは、これは予算的にみれば、ちょっと概算した話を伺つてみますと、国家公務員において約一億、地方公務員において約六億という概算でかかるということになります。これはもう概算でありますから、はつきりわかれませんが、そういうことではあります。そればかりでなく、もう一つ、これは寒冷地の方はいいのですが、南方の人は、寒冷地の人だけに厚くするのは無理じゃないか、南方には暑くなつたら扇風機が要るじゃないか、扇風機の手当を要求するのがほんとうじやなかろうかということを一つ二つ耳にしました。これはほんとうであります。こういう点から考えてみると、私はこの案にちょっと賛成するのではなくなか困難であると存じます。あしからず御了承願います。

○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始め〔速記中止〕

本案に対し、別に御発言もないようありますから、質疑は終了したものと認めます。御異議ありませんか。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(新谷寅三郎君) 御異議ない

それではこれより討論に入ります。お話しの方は賛否を明らかにされてお述べを願います。なお修正意見のおありの方は討論中においてお述べを願います。

○千葉信君 提案者として、討論の結果として賛成と言ることはどうかと思われますが、今回の場合には修正案を提出申し上げることになつておりますが、私はこの法案に対し賛成をするとともに、次のような修正案を御提案申し上げます。

国家公務員に対する寒冷地手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

日本」を「公布の日」に改める。附則中第八項から第十項までを削る修正案を申し上げた次第ございません。この法律案を御提案を申し上げた次第ございません。よって本院規則第百四条により本会議における口頭報告の内容及び同七十二条により議長に提出すべき報告書の作成その他自後の手続きにつきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(新谷寅三郎君) 他に御発言もなければ、討論は終局したものと認めまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(新谷寅三郎君) 御異議ない

以上であります。この法律案を御提案申し上げまして以来、いろいろ各派の委員の方々の御協力を得まして原案の通過を希望したのであります。その経過における各会派との折衝、もしくはまた個別の話し合い等の条件から、必ずしも原案の通過が見通せる状況ではないという条件でもあり、もちろんその提案の趣旨等につきましては、従来の石炭手当並びに新設される薪炭手当を含めまして、その給与自体を有するものであることは御承知の通りであり、かつ画一的な金額をきめます。現物支給の性格を帯びるものであり、さらにまた実費弁償の性質による現在の徵税をもつていたします。支給しております関係上、所得税法による徴税をもつていたとしても、高給者ほど高額の所得税を徴収されます結果、法律の示します三トノもしくは一トノもしくは薪炭手当における現状から言いますと、ぜひとも近い将来、この問題の合理的な解決を要する問題ではあると思いませんけれども、諸般の情勢を慎重に考慮した結果、今回案申し上げたような修正を施すことにして御提案申し上げ、以上、討論並びに修正案の御提案を申し上げた次第ございません。よって本院規則第百四条により本会議における口頭報告の内容及び同七十二条により議長に提出すべき報告書の作成その他自後の手続きにつきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(新谷寅三郎君) 他に御発言を付することになつておりますので、本案を可とせられた方は順次御署名を願います。

多數意見者署名

田畑	金光	菊川	孝夫
松原	一彦	中山	壽彦
宮田	重文	木島	虎藏
井上	知治	松浦	清一
堀	眞琴	加瀬	完
木下	源吾	中川	以良
長島	銀誠		

○委員長(新谷寅三郎君) これにて暫

葉君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(新谷寅三郎君) 全会一致でござります。よって千葉君提出の修正案は可決されました。

次に、たゞいま可決された修正案を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(新谷寅三郎君) 全会一致でござります。よって本院規則第百四条により本会議における口頭報告の内容及び同七十二条により議長に提出すべき報告書の作成その他自後の手続きにつきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(新谷寅三郎君) 御異議ない

以上であります。この法律案を御提案申し上げまして以来、いろいろ各派の委員の方々の御協力を得まして原案の通過を希望したのであります。その経過における各会派との折衝、もしくはまた個別の話し合い等の条件から、必ずしも原案の通過が見通せる状況ではないという条件でもあり、もちろんその提案の趣旨等につきましては、従来の石炭手当並びに新設される薪炭手当を含めまして、その給与自体を有するものであることは御承知の通りであり、かつ画一的な金額をきめます。現物支給の性格を帯びるものであり、さらにまた実費弁償の性質による徴税をもつていたとしても、高給者ほど高額の所得税を徴収されます結果、法律の示します三トノもしくは一トノもしくは薪炭手当における現状から言いますと、ぜひとも近い将来、この問題の合理的な解決を要する問題ではあると思いませんけれども、諸般の情勢を慎重に考慮した結果、今回案申し上げたような修正を施すことにして御提案申し上げ、以上、討論並びに修正案の御提案を申し上げた次第ございません。よって本院規則第百四条により本会議における口頭報告の内容及び同七十二条により議長に提出すべき報告書の作成その他自後の手続きにつきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(新谷寅三郎君) 他に御発言を付することになつておりますので、本案を可とせられた方は順次御署名を願います。

多數意見者署名

○委員長(新谷寅三郎君) これにて暫

時休憩いたします。

午後一時三分休憩

午後二時一分開会

○委員長(新谷寅三郎君) 休憩前に引

き続き開会いたします。

自衛隊法の一部を改正する法律案、

防衛庁設置法の一部を改正する法律案、

防衛府職員給与法の一部を改正す

る法律案を一括して議題といたしま

す。

昨日に引き続き御質疑を願

ります。

○田畠金光君 島山総理にまず第一に

お尋ねしたいことは、憲法改正の問題

に関する法律案を一括して議題といたしま

す。

昨日に引き続き御質疑を願

ります。

○田畠金光君 島山総理が憲法

改正と再軍備に関し最も熱心な内閣で

あることは天下周知の事実であります。

先般いろいろな経過を経まして、

改訂と再軍備に関し最も熱心な内閣で

あることは天下周知の事実であります。

先般いろいろな経過を経まして、

改訂と再軍備に関し最も熱心な内閣で

あることは天下周知の事実であります。

先般いろいろな経過を経まして、

改訂と再軍備に関し最も熱心な内閣で

あることは天下周知の事実であります。

内閣はさておきまして、本調査会に

よりますと、日本憲法に検討を加

え、関係諸問題を調査審議し、その結

果を内閣及び内閣を通じて国会に報告す

る、こういうことになっておるわけであ

ります。内閣の提案によるこの法律案

案であります。内閣を通じておるわけ

が原案を得るまでにどのくらいの日時

がかかるかは、まだ予測がつきません

けれども、一年ぐらいの間には結論は

出やしないかと考えております。

○田畠金光君 申すまでもなく、内閣

に独立してこの調査機関は活動を開始

いたしましたから、従つて自主的な

機関であることも了解であります。

もし調査

会が結論を出した場合に、政府といた

ましても、生まれてくるであろう調査

会等も、一年前後には結論を出すであ

らうと見るわけであります。

もし調査

会等も、一年前後には結論を出すであ

らうと見るわけであります。

思が表明されて参つております。内閣

総理大臣といたしまして、これは当然

が思ひます。内閣の手によっておこま

ります。またわれわれといたしまして

も、鳴山内閣の手によっておこま

ります。そこで、私はこのように思ひます。おそれく、これから選

挙をやつてみましても、これは国民の

総理大臣といたしまして、これは当然

が思ひます。内閣の手によっておこま

ります。またわれわれといたしまして

も、鳴山内閣の手によっておこま

ります。またわれわれといたしまして

ます。そこで、私はこのように思ひます。おそれく、これから選

挙をやつてみましても、これは国民の

総理大臣といたしまして、これは当然

が思ひます。内閣の手によっておこま

ります。またわれわれといたしまして

も、鳴山内閣の手によっておこま

ります。そこで、私はこのように思ひます。おそれく、これから選

挙をやつてみましても、これは国民の

総理大臣といたしまして、これは当然

が思ひます。内閣の手によっておこま

ります。またわれわれといたしまして

も、鳴山内閣の手によっておこま

ら、三分の一の革新勢力がすでに国会に議席を占めておるといたしますならば、私は鳩山総理も、まあむだの努力はおやめなさって、一つこの歴史の流れに耳を傾けられて、憲法改正というような考え方の方は思ひとどまつた方が賢明じゃなかろうか、かのように私は考えているのでござります。

○國務大臣(鳩山一郎君)　どうもありがとうございます。けれども私は、経済的な平等とか、あるいは実質的な平等とかというようなことが言われますけれども、実際は自由主義が一番いいと思うのです。先天的にも後天的にも人間といふものは平等じゃないのですから、先天的にも後天的にも違う人が自由になり、それだけの発展をして行くということになつて平等主義に一致すると思うのです。無理に平等を作らうとするることは自然に反するといふような考え方をしているのです。ですから国民党ももし納得すれば、自由主義はやはり三分の二以上とれる、こう思つてゐるわけであります。

○田畠金光君　この点は、あまりここ

に耳を傾けられて、憲法改正というような考へ方は思ひとどまつた方が賢明じゃなかろうか、かのように私は考えているのでござります。

○國務大臣(鳩山一郎君)　どうもありがとうございます。けれども私は、守党の総務会長が、たまたま三重の補欠選挙応援の車中において、保守合

同についての検討、あるいはまた党の性格、任務等についての検討等々がなされでいるわけであります。先般両保守党の総務会長が、たまたま三重の補欠選挙応援の車中において、保守合

同についての検討、あるいはまた党の性格、任務等についての検討等々がなされでいるわけであります。先般両保守

合についての検討、あるいはまた党の性格、任務等についての検討等々がなされでいるわけであります。先般両保守

人間といふものは平等じゃないのですから、先天的にも後天的にも違う人が自由になり、それだけの発展をして行くということになつて平等主義に一致すると思うのです。無理に平等を作らうとするすることは自然に反するといふような考え方をしているのです。無理に平等を作らうとすることは自然に反するといふような考え方をしておられるのです。で

すが、憲法改正の問題を論議する場合に第九条が中心になつておると考

えます。そこでお尋ねいたしたいのは、この点についてどういう考え方をお持ちになつておられるのか、ことに今のお話をよ

うに、憲法改正というような問題で、おられるのか、ことに今のお話をよ

うに、憲法改正というような問題で、おられるのか、ことに今のお話をよ

うに、憲法改正というような問題で、おられるのか、ことに今のお話をよ

うに、憲法改正というような問題で、おられるのか、ことに今のお話をよ

うに、憲法改正というような問題で、おられるのか、ことに今のお話をよ

うに、憲法改正というような問題で、おられるのか、ことに今のお話をよ

うに、憲法改正をやりとげたい、そうなつてはならない保守合同の問題ではなかろうかと思つております。また憲法改正の問題を統一する、少くとも保守勢力を統

一しようとするならば、早晚急がねばならぬ保守合同の問題ではなかろうかと思つております。これは国交の調整は進んでおります。これは国

交の調整は進んでおります。これは国

交の調整は進んでおります。これは国

交の調整は進んでおります。これは国

○國務大臣(鳩山一郎君)　私は日本の

○國務大臣(鳩山一郎君)　保守合

同についての検討、あるいはまた党の

性格、任務等についての検討等々がな

れでござります。その点については、

無条件にアメリカの軍隊が駐留する限りは負担をしなければならないようなら、至上命令のもとにあるかのごとき解散を持たざるを得ないのです。そこで、私のお尋ねしたいことは、本年度まあ二万多名自衛隊をふやす、これはこの結果アメリカの陸上部隊もそれだけ減る。これはあなたの答弁からもはつきりしております。そうすると、この次の来年度の予算編成の前に行われる防衛分担金交渉というものは、それが当然減るものとみてよろしいかどうか、この点を承わっておきたいと思います。

○国務大臣(杉原莞太君) 防衛分担金の問題につきましては、この二十五条とともに、これに関連する岡崎、ラスクの公式議事録といふものがあるといふのは御承知の通りでございます。公式議事録ですね、それによりますと、うと、日本側の防衛力の増強に伴つて、日本の防衛費といふものを増額する、それによつて分担金も減額するといふことをうたつてあるとともに、そしてまた一方、つまる日本側の防衛費が増額する場合に分担金の減額が考慮されるということを言つておりますとともに、さらに、アメリカ側の相互防衛のための経費の増加する場合のこと考慮を入れる、こういうことが書いてあります。それから来年度の防衛分担金につきましては、これは私らといたしましては、来年度は減額を交渉いたしたいと、こう考えております。

○田畠金光君 私はこの際鳩山総理にお尋ねしておきたいわけであります

が、先ほど私が申し上げましたように、先般の防衛分担金の交渉というものは実に難航をきわめたのであります。その結果、政府の予算編成もおくれてきました。国会もこれがために再開され、おくれたというような経過をたどって参ったわけであります。(つきつめで)その原因を明瞭にして参りますと、要するに今日の日本政府は、みずからこの判断で、みずからの方によつて予算の編成ができるないという立場におかれてしまつてゐるわけであります。(いやしくも)我が國が自国の財政権の自主性を握つてないということとは、まさにこれは専ら立派な話だと考えております。独立国家といたしまして、まさにこれには不輸快さわまる話であるとみなわけばなりません。見ようによつては内政干渉とも見えましょ(う)りし、見ようによつては日本の独立というものが不完全であるということ、こういうふうなことを意味するものと考えますのが、この点に関しまして、論理はどのよくな見解をとつておられるか、承わつておきたいと思ひます。

○田畠金光君 防衛分担金を中心として、なかなか日本政府の独立の判断いかぬ。これはそれがために毎年々々予算の編成がこのようにおくれて行く、あるいはおくれるよりも内政干渉といふ国民的印象というものを強く植えつけている。これはまことに日米関係の今後のためにも私は願わしくないあります方だと考へております。これに關しまして総理は、こういう不愉快を感ずる申しますか、このような独立国家の体面を傷つけるうな、しかもそれはアメリカのためでも、日米関係の改良に資するためのものでもない、こういうことを判断されましたときに、総理いたしましては、日米行政協定の改訂等について、もうこれだけわが国がアメリカの要請に応じて自衛隊を強化されてくる段階でありますから、一つこれも総理の手によつてなしとげるだけの腹がまえはお持ちでありませんか。

○國務大臣(鳩山一郎君) 日米関係も、そういうな点から好ましからざる影響を受けておることは両国ともよく存しておるのであります。それですから、そういうような域から早く脱脚するようにいたしたいと思ひます。

○田畠金光君 これは私は七月二十四日の毎日新聞で読んだんですが、近く重光、一萬田、河野三相が渡米をされるようであります。おののおのの任務を持つて行かれることは、國務多忙の折でありますから、當然のことだと考えります。どういう任務を持っておいであります。どういう任務を持つておいであります。

になるのか、というようなことを聞いておられで、答弁がおよそ判断がつきますので、そういう質問はやりませんが、大臣等は渡られるものと、こう見ておられます。と申しますのは、この間の交渉で、外務大臣が防衛分担金交渉で満足しようという、それを断わられたといういきさつを見ましても、もうそろそろ来年の予算編成の準備期でもありますから、これは当然のことだと考えておるわけですが、私のお聞きするところから始めるという御方針であるのか、もう始まってるのかどうか、この点を承りておきたいと思います。

○國務大臣(鳩山一郎君) あなたの想像力は正確だと思います。(笑声)

○田畠金光君 像力の通りだいたしますならば、私は重光外相が渡米される一つの理由は、そのような任務を持って行かれるんだと、こう想像しておりますが、その想像でよろしくござりますか、どうか。

○國務大臣(鳩山一郎君) そういうふうな話は、あなたは下ごしらえとおしゃいましたが、分担金交渉の下ごともう少しの範囲に入るべき行動をとられるものと思います。

○田畠金光君 御答弁でよくわかりましたから、その点はその程度でとめておきます。

もありませんので、率直にお尋ねいたいのですが、まだ準備ができるといふのは、まだ準備ができてないといふのが、国防公議法案の成立を待つて、それが、國務大臣（杉原虎太君）お尋ねの件であります。さうなつて参りますと、今、総理も言われるよう、重光外相が話すですが、いつごろまでにできるのか、これを私はお尋ねしたいのです。さらに具体的に申しますと、隊の増強計画といふものがなければ交渉が持てるはずはありません。そこで、少くとも昭和三十一年度の自衛隊の増強計画といふものはいつごろまでにできるので、この国会だけはそっとしてお尋ねしたいことは、防衛六ヵ年計画といふ見通しなのか。今国会だからうるさいので、この国会だけはそっとしておこうとする腹であるのか、この辺を一つお聞かせ願いたいと思います。

うしてその国防会議に譲って決定いたしたいと、こう考えておりまして、今その目にちをいつということはちょっとこれはまだ未定でござります。つまり私といたしましては、できるだけ早く国防会議法案の成立を見て、そしてそれに譲ってきめたい、こう考えております。

○田畠金光君 できるだけ早くということがあります、お話しの中にもありましたように、国防会議法案が現在

出るわけです。しかしこれが通ることにとっては、どうも今の政治情勢で

は、会期等の関係もありまして、私は政府の楽観通りにはいかぬと見ておりま

すが、かりにこの法律案が通ったといたしましても、お話しのように国防会議に譲問する事項は何かとい

うと、まず国防の基本方針と国防計画の大綱であろうと考えております。この法律を見ますと、公布の日から施行

するということで、すみやかに国防会議というものが機能を發揮するよう

に近づくとにこの法律に基く國政府としても努力を払われるものと見

てあります。そういうことなら、國防会議が構成されるということになつて参ります。またあなたのお話しのあ

りましたように、アメリカとの話し合はずだと、こう見ておるのである。これも新聞記事で承知しておるので、それが確実かどうかということを言わたら、これは私も答弁はないのであります。七月一日の朝日新聞によると、すでに防衛庁においては三

十一年度の予算査定に伴う業務計画を立てておる。これによると三十一年度

には陸上自衛隊一万名、海上自衛隊約四千名、航空自衛隊約一万名を増強する案を立てておる。で、三十年を起点とする防衛六カ年計画の第二年度の計画として案を進めておるが、今防衛庁の幹部としては、国会の開会中でもあるから、なるべく計画に触れたくない、

こういうようなことでそっとしておる

よな状況である。私はどうもじごくうがつておるよう感ずるわけであります。そこでお尋ねしたいことは、今年度のものとこれは見てよろしいのかどうか、これが第一の質問であります。私が読み上げた

私たちに審議を求めておるこの自衛隊の増強計画は、防衛六カ年計画の第一年のものとこれは見てよろしいのかどうか、これが第二の質問であります。二の質問は、今私が読み上げた

おのが強くるするわけでありますと、いうものはまだ成案を得ておりません。本年度の計画は、さしあたりの一部として組みますのが本来の形であつたであります。が、今申しましたように、この六カ年計画と

○田畠金光君 たまたまこちらに木村前防衛長官をおいでになりますが、あの当時の木村長官の御答弁とあなた御答弁とは、大体似たりよつた。私は差しつかえない、と、こう考えます

と時間がかかりますから、アメリカとの話し合いも近く始めようとなさればやらなければならぬでしょう。かく日本においても来年度の予算編成については、もうこの国会が終りたというような印象を受けたのであります。しかし年計画といふものは、あなたの机の引き出しの中に入っているのじやないかと、私はこう考えるのですが、どうで

しょうか。

○國務大臣(杉原荒太君) よく、すぐには成案があるということを、もうきましたかのようにしての御質問がありましたが、私はあれは事実として申し上げます。ほんとうにまだ政府として成

立たないのが事実なんございます。もちろん今日までいろいろ研究をされておりました。研究はしてきておりませんが、政府としてこれが成案を得てないのが事実なんございます。もちろん今日はおきましても、ほんとうにまだ政府として成

立たないのが事実なんございます。もちろん今日はおきましてはおきますが、政府としてこれが成

だというものが事実ほんとうにまだ得ていいのでございます。これは決して自慢になる話しじゃございませんけれども、まだ事実そこまで至っていません。そして本年度の計画、本年度の予算をこの法律案で国会の御審議をお願いします。そこでお尋ねしたいことは、今

の三十年度の計画といふものは、本来から申しますならば、この六カ年計画をこの法律案で国会の御審議をお願いします。また現にしておりますが、これまでの三十年度の計画と、いふものと組みますのが本来の一部として組みますのが本年度の計画として、結果的に言いますと、うと、第一年度として当然そ

うと、うと、第一年度として当然そ

うか、改めてお尋ねいたします。私は差しつかえない、と、こう考えます

と、これが第一の質問であります。私は差しつかえない、と、こう考えます

と、これが第一の質問であります。私は差しつかえない、と、こう考えます

と、これが第一の質問であります。私は差しつかえない、と、こう考えます

も、関係地区のそれぞれの関係者を呼んでいろいろ話を聞いて参りましたが、これらの院外における運動を通じて、あるいはこれらの関係者の話を聞きまして感じることは、今のような形でもって政府が確たる方針をとらずして、單にアメリカの申し入れが条約上の義務であるというような考え方で、おやりになるということは、私は危険きわまることではなかろうと考えております。かえってこういうことはアメリカに対する国民の感情を刺激し、あるいは反米意識を強くする以外の何ものでもない、かようには私は見ております。同時に私は日本政府は日本国民の生活を守るという重大な義務がありますならば、アメリカに対しまして政府は義務を負うておりますが、同時に私は日本政府は日本国民の生活を守るという重大な義務がありますならば、アメリカに対しまして政府は義務を負うております。

○國務大臣(鳩山一郎君) 基本的に拡張問題は実に厄介な問題であります。現在の状態は日米間に非常に不愉快なる問題を惹起しますので、どうにかこれに対しても対応ができます。このふうな態度を明らかにしなくてはならぬ問題であります。

○國務大臣(鳩山一郎君) 基本的に拡張は、アメリカの基地拡張がもし日本国を守るという防衛問題を逸脱したような基地の拡張には絶対に反対をしたい。たとえば日本の基地から爆撃機が飛び出すような程度における飛行場の拡張には政府としては反対の態度をとるのをあります。ただししながら、日本の防衛のため必要な範囲内において爆撃機ない戦闘機が飛び出すとい

まして、最小限度の飛行場の拡張については日本は協力しようと同意をして、アメリカの要求に応じてこれを提供する義務があると思ふのであります。

○田畠金光君 最近、昨日の政府の答弁を通じても明らかにされました。これが決定されたということが伝えられております。鳩山総理は、この点に関しましてどういう御方針をもつて臨まれようとする御意図であるか、この際承わ

ります。この点は必ずしも日本だけが最も苦慮しなければならない問題だと私は考えます。この点に関する報道によりますと、さる二十二日の閣議におきましては、現在院外において巻き起こつておるこれら動きに対し、最終的な方針を決定されたということが伝えられております。鳩山総理は、この点に関しましてどういう御方針をもつて臨まれようとする御意図であるか、この際承わ

ります。

○國務大臣(鳩山一郎君) 基本的に拡張の権限は、日本とすれば安保条約あるいは行

政協定によつてこれを提供する義務があります。それでは、この点についておらぬのが現状な

生活権の保障の問題との調整ということが、現内閣の当然苦慮しなければならない問題だと私は考えます。この点に關しまして新聞の報道によりますと、さる二十二日の閣議におきましては、現在院外において巻き起こつておるこれら動きに対し、最終的な方針を決定されたとい

うふうに思ひます。

○國務大臣(鳩山一郎君) 基本的に拡張の権限は、日本とすれば安保条約あるいは行

政協定によつてこれを提供する義務があります。それでは、この点についておらぬのが現状な

立場が今のアメリカのとりつ

いは人命の損傷の多い陸上部隊につい

ては、それを国が担当する、こうい

う立場がこれまでの日本の立場が

まだありますけれども、質問の時間

が来ましたので、私の總理大臣に対する質問は一応これで終ります。

う御見解なのかどうか。もう一度それ

を守るという防衛問題を逸脱したよう

な基地の拡張には絶対に反対をしたい。たとえば日本の基地から爆撃機が飛び出すような程度度における飛行場の拡張には政府としては反対の態度をとるのをあります。ただししながら、日本の防衛のため必要な範囲内において爆撃機ない戦闘機が飛び出すとい

まして、最小限度の飛行場の拡張については日本は協力しようと同意をして、アメリカの要求に応じてこれを提供する義務があると思ふのであります。

○國務大臣(鳩山一郎君) 私はまず憲法問題を中心として二、三の質問をいたしてみたいと思います。

まず第一に、法律の解釈に関する問題であります。先ほど鳩山首相は、時

ど、変つて来た、こういふ御意見であ

ります。緊急質問で加瀬君の方から、

代の変化と積み上げられた事実に基

ては、アメリカの基地拡張がもし日本国を守るという防衛問題を逸脱したよう

な基地の拡張には絶対に反対をしたい。たとえば日本の基地から爆撃機が飛び出すとい

まして、最小限度の飛行場の拡張については日本は協力しようと同意をして、アメリカの要求に応じてこれを提供する義務があると思ふのであります。

○國務大臣(鳩山一郎君) 私はまず憲法問題を中心として二、三の質問をいたしてみたい

と思います。

○國務大臣(鳩山一郎君) 私は自衛の目的のためならば戦力を持つてもいいと

考へております。

○國務大臣(鳩山一郎君) 私は自衛のためならば戦力を持つてもいいと

考へております。

○國務大臣(鳩山一郎君) 私はまず憲法問題を中心として二、三の質問をいたしてみたい

と思います。

まず第一に、法律の解釈に関する問題であります。先ほど鳩山首相は、時

ど、変つて来た、こういふ御意見であ

ります。緊急質問で加瀬君の方から、

代の変化と積み上げられた事実に基

ては、アメリカにおいても十分了解をとして、アメリカのとりつ

いは人命の損傷の多い陸上部隊については、それぞれの国が担当する、こうい

う立場が今のアメリカのとりつ

いは人命の損傷の多い陸上部隊については、それぞれの国が担当する、こうい

う立場が今までの日本の立場が

まだありますけれども、質問の時間

が来ましたので、私の總理大臣に対する質問は一応これで終ります。

う御見解のかどうか。もう一度それ

を守るという防衛問題を逸脱したよう

来た今日でありますから、私はやはり実際政治としてこれを否認して行くわけには参らないと思います。

○堀眞琴君 そうしますと、もう実際上の解釈は、憲法第九条の文理的な解釈とは全く違った方向に解釈されないと、こう見ていいわけですね。

○國務大臣(鳩山一郎君) そうです。

文理解釈の範囲内においても、やはり自衛力のためならば戦力を持つてもいいというように解釈しても差しつかえないと思います。文理解釈上絶対にそれは否定しなければならぬとは思いません。

○堀眞琴君 第二項の交戦権の問題についてはどのようにお考えになりますか。

○政府委員(林修三君) この交戦権の意味については、いろいろこれは學説もございますが、大別いたしましてまあ二つの説があるようになります。いわゆる交戦権ということを戦う、いわゆる戦争をする権利というふうに広く解釈する説と、いわゆる交戦国として国際法上一国が持つ種々の権利という意味に解釈する説とございます。普通の考え方ではその後者に解釈しているようになります。そういう意味におきましては、日本が普通の後段におきましては、日本が普通の意味において交戦国として持ついるものの中には一応否認をされているわけがございまして、いかにして日本が普通の意味において交戦国として持ついるために、日本が外國から侵略を受けておきたい。

○政府委員(林修三君) 先ほど私は言葉をちよつと言ひ間違えまして、自衛

するために行動する権利というものは、この交戦権の否認という規定とはかわりなく、別の観点から可能であります。こういうふうに考えております。

○堀眞琴君 ただいまの法制局長官のお話によりますと、交戦権は自衛を排除していない。自衛権の発動としての交戦権を排除していないんだ、こういう御説明のよう伺いました。そういうと、問題是非常におかしなことになると思うのです。もしそのようになれば、法の解釈というものははどうのでも政治的に解釈ができるという結果に私たちはなると思うのです。決して純粹の憲法的な解釈の上からいって、あなたのいう曲げた解釈といふのは認められないじゃないか。「國の交戦権は、これを認めない」というこの規定は、国際法上に認められた交戦権としての権利はこれを認めないという意味においてとる、しかし、その権利といふものがここに言う交戦権が、もう一度お尋ねしますが、そうしますと、法制局長官の見解によりますと、「國の交戦権は、これを認めない」。

○政府委員(林修三君) その交戦権の問題です。これが当然認められた場合においては、自衛権を除外するためのこちら側の正當であるべきだと思います。しかしそういうことは、すべての説が認めておるところです。自衛権を認めておる関係において言つておるので、日本があるいはまた交戦団体なら交戦団体としての権利、この権利を日本の國は否定しているわけです。よしんば自衛を排除しない、こう言ったところで、交戦権としての権利を行使することがであります。しかしこれは、あくまでも戦争する権利を、國が持つてゐる戦争をする権利ですね、独立の國家ならば交戦国としての権利、あるいはまた交戦団体なら交戦団体としての権利、この権利を日本の國は否定しているわけです。よしんば自衛を排除することになると、これは認められることだと思います。その侵略の排除とともに、これは当然認められておるわけあります。

○政府委員(林修三君) 先ほどから申しあげます通りに、いわゆる交戦権と衛権の発動としてそれを排除するといふことも、これは当然認められておるけれども、九条一項が自衛権を否定して、九条一項が自衛権を否認しておらぬことは、すべての説が認めておるとこです。自衛権を認めておる関係において言つておるので、日本が外部から侵略された場合において、自衛権を除外するためのこちら側の正當であるべき戦争は、国際法上の交戦国として行なう戦争でないということになると、思うのですが、それでいいのですか。

○政府委員(林修三君) 先ほどから申しあげます通りに、いわゆる交戦権と衛権の発動としてそれを排除するといふことも、これは当然認められておるけれども、九条一項が自衛権を否認しておらぬことは、すべての説が認めておるとこです。自衛権を認めておる関係において言つておるので、日本が外部から侵略された場合に、自衛のために侵略するためのこちら側の正當であるべき戦争は、国際法上の交戦国として行なう戦争でないということになると、思うのですが、それでいいのですか。

○政府委員(林修三君) 申します通りに、いわゆる交戦権と衛権の発動としてそれを排除するといふことも、これは当然認められておるけれども、九条一項、二項を通してこれを言葉と少し観点が違います。しかし、たゞその関係は、先ほどの交戦権といふことを排除するためには抗弁するという形が、直接の武力行動、敵対行動に出ることになるとも、これは認められておることだと思います。その侵略の排除とともに、これは当然認められておることだと思います。その侵略の排除とともに、これは当然認められておることだと思います。

○政府委員(林修三君) 申します通りに、いわゆる交戦権と衛権の発動としてそれを排除するといふことも、これは当然認められておるけれども、九条一項、二項を通じてこれを言葉と少し観点が違います。しかし、たゞその関係は、先ほどの交戦権といふことを排除するためには抗弁するという形をとるということは、これはもちろんあり得ることだと思いますが、それは私は排除されない。つまり日本は国際法的に見た戦争を見られるような形をとるということは、これはもちろんあります。また憲法十三条から申しましては、九条一項、二項を通じてこれを言葉と少し観点が違います。しかし、たゞその関係は、先ほどの交戦権といふことを排除するためには抗弁するという形をとるということは、これはもちろんあります。いわゆる交戦権として一国が国際法上持ついろいろの権利の集まりだ、こういう考え方でありまして、その権利といふ権利ではない。これは普通の学問むしろ學説は多数だと思いまます。いわゆる交戦権として一国が国際法上持ついろいろの権利の集まりだ、こういう考え方でありまして、その権利といふ権利ではない。これは普通の学問むしろ學説は多数だと思いま

おいて自衛権が認められておる、自衛のため外國の侵略を排除する、いわゆる自衛のため行動する権利、これは少し觀点が違うものだというふうに考えております。

○豊田雅孝君 もう一点。今、法制局長官の言われる自衛行動権と自衛からくる交戦権というものと区別せられたか。

○政府委員(林修三君) 今、豊田先生ならば認めるというふうにはつきりますが、問題はなくなつてくるじゃないか。

○政府委員(林修三君) 今、豊田先生のおつしやった点でございますが、そのいわゆる自衛のための交戦権といふ言葉をいかに解釈するか、こういうことになつてくると思ひます。

九条の二項の言葉から言えば、前段と後段と文章が切れておる。自衛のためなら認められるというこことで言うまでもない、かよう考へておま

す。いわゆる交戦権といふ言葉と自衛のため行動する、戦う、何と申しま

すか、それは現実においては武力行動になると思ひますが、いわゆる交戦権において私は矛盾は考へられないと思ひます。

○豊田雅孝君 法制局長官の主張せられておるようなどころから演繹して行くと、文理解釈上、交戦権といふものは自衛に伴う限り認めていいという解釈も成り立つ得ると私は思ひます。これも、これはよく御研究を願いたいと思います。

○堀眞琴君 今の法制局長官の御答弁

によりまして、外國から侵略された場合に、日本が自衛権の発動として行う戦争は、戦時国際法上のいろいろな権利を日本は持つことがで定してある権利を日本は持つことがで見解と私は矛盾するものじゃないか。その点を鳩山さんにお尋ねしたい。

○國務大臣(鳩山一郎君) 私より法制局長官の方が學問があるようですか

見解と私は矛盾するものじゃないか。

その点を鳩山さんにお尋ねしたい。

○國務大臣(鳩山一郎君) 私より法制局長官の方が學問があるようですか

見解と私は矛盾するものじゃないか。

○政府委員(林修三君) この点は決し

て矛盾しておらないと思うわけでございまして、自衛のためにその必要な範

は、九条一項及び二項の趣旨から、あ

るいは憲法十二条の趣旨から当然認められるものだと、こういうふうに申したわけでございます。またそういう場

合に、それが国際法上どういうふうな

ものとして認められるかということと

は、これは国際法上の問題でございま

す。たとえば今の捕虜の問題にいたし

ましても、これは当然にいわゆる国際

法上捕虜の問題の取扱いは必ずしも戦

争のみに限られません。ジュネーヴ条

約の精神において、お互の加入国は

それに従つて行動する義務がある、こ

も、戦争が自衛権の発動として行われた場合には、その戦争を行つための

国際法上の権利を日本は行使すること

ができないという結果に私はなると思う。こういう点で、現内閣のとつていてか。今の法制局長官の答弁を通じて、

鳩山さんはどのように感じられているか、鳩山さんの個人的な感想でよろしきないという結果になる。これは自衛権の発動としての戦争は認めるといふ

べきで奇妙なものになるのではないか。ですから、お漏らしを願いたいと思

います。

○國務大臣(鳩山一郎君) 私は領土、その主権が侵害せられたときに、これ

に対して自衛権があつて戦う力を持つておるというならば、憲法上たとえ幾らかの不明な点がありましても、この持つておる主権を侵害せられたとき

は、これを排除する権利があるいとうことは、これはもう世界に通ずる私は適

当な権利だと思います。それで、この戦う力をもつてやるのがいわゆる交戦権といふ、いわゆる国際法上の交戦ということには

ならないという諭は、私は少し窮屈

じやないかといふような感じがいたす

のであります。

○政府委員(林修三君) 今この点補足い

たしますが、先ほどからの堀先生から

の御質問の点であります。私は決し

て、いわゆる他国からの侵略を受けた

場合に、それを排除するための戦闘行

動に、それが經濟力に応じない戦力は持

つことはできないということございま

ると思います。なお國力に応じた防衛

力ということも考へなくちならぬ

申したような抽象的の限度はむろんあります。それでは、第三国に對して侵略の脅威をもつと私は限られた範囲のものだと、こう考へております。

○堀眞琴君 堀山首相は、経済力に応じた、こういうお話、先ほどの御答弁では、第三国に對して侵略の脅威をもつと國力等の関係からいたしまして、また政策上からいたしまして、もつと私は限られた範囲のものだと、こう考へております。

○國務大臣(鳩山一郎君) つまり先刻申したように、他国に脅威を与えた場合に、それが經濟力に応じない戦力は持つことはできないということでございま

ると思います。それですから、一面において先

刻申したように、他国に脅威を与えた場合に、それを排除するための戦闘行

動に、それが經濟力に応じない戦力は持つことはできないということでございま

ると思います。それですから、一面において先

刻申したように、他国に脅威を与えた場合に、それを排除するための戦闘行

動に、それが經濟力に応じない戦力は持つことはできないということでございま

ると思います。それですから、一面において先

刻申したように、他国に脅威を与えた場合に、それを排除するための戦闘行

動に、それが經濟力に応じない戦力は持つことはできないということでございま

ると思います。それですから、一面において先

刻申したように、他国に脅威を与えた場合に、それを排除するための戦闘行

動に、それが經濟力に応じない戦力は持つことはできないということでございま

ると思います。それですから、一面において先

度のものというよりはか表現の仕方がないではないか。ただそこに目的だけを掲げて、自衛の目的ならいかなる範囲でもいいのだと、そはいぬと思

います。しかば今は、日本が今持

が、自衛のためならば戦力を持つこと

ができる。この戦力の限界です。先ほ

ど来田畠君も質問されたのであります

が、その点をわめて明瞭を欠いてい

ます。一体どの限度までが現在の憲法に

おいて持ち得る自衛力の限界である

か、これは杉原長官と両方にお尋ねし

たいと思います。具体的にお話して下

さい。先ほどの、他国に侵略の脅威を

もつと私は限られた範囲のものだと、

もう私は限られた範囲のものだと、

こう考へております。

○國務大臣(堀山一郎君) これがや

り自衛のため必要最小限度といふう

論的と申しますか、法理論上から申し

ますと、やはり抽象的におそらくなら

うよう考へられます。

○國務大臣(堀山一郎君) これも法理

上から申しますが、私はいかと思

います。これは客観的に認められる程

の平和、力による平和というものはいつか破綻するものです。そしてそれは戦争に導くものだと思います。それに飽きたということもありました。が、また同時にほんとうに平和を求めるという諸民族の平和への大きな期待があのようにジュネーヴ会議を成功させました大きな原因になつておると私は思います。ことに先月でしたか、先々月でしたかのバンドンのアジアアフリカ会議等も、ここに大きく反映していると思います。そこで軍縮会議の成果等も、今度の国連における軍縮小委員会なり、あるいはその他の外相会議等も、わかれも判断できません。しかし今日の国際政局の情勢から申しまして、軍縮に関する国際的な歩み寄りなり、話合いなりは必ずできるものだという見通しをつけることができると思うのです。これは見通しであります、飽くまで……。外相会議が開かれてみなればどうとも言えません。しかしながらにしても、あるいはソビエトにしても、あのジュネーヴにおいてそれぞれ発言しておるところを見ますといふと、軍縮に対する熱意ということは非常に強い。アイゼンハワーのごときは、軍事施設の上を飛行機が飛んで、そうして写真を写してもいいのだというような極めて思い切った、おそらくこの発言などは国内において相当問題を起すのじゃないかと思われるような発言までも、アイゼンハワーは行なつているわけであります。そういうような熱意がおそらく外相会議、あるいは国連等において実を結ぶ時期がそんなに遠くないのじゃないかと考えます

が、その見通しについて、鳩山首相と

してはどうのようにお考えになりますか。

○國務大臣(鳩山一郎君) 私もジュネーヴ会議は相当の成果をおさめるものと思います。これが単純に生まれたものではない。前からこういう話があつて、ようやく四巨头がジュネーヴに会合するに至つたのでありますから、これが成績を少しもおさめないで、このままではなくなるということはないと思います。

○堀眞琴君 そういう見通しの上に立つならば、日本の軍備をさらに強化するということは、むしろ国際政局の動向に逆コースの方向をとるものではあります。いよいよ侵略をされた場合には、八千万の国民が一致団結していれば、そんなものの排除は何でもないと思ふ。しかも由なくして外国が日本に侵略をするということは私は考えられない。今までの戦争を見ましても、何らの理由なしに外国を侵略したという場合はありません。何かのやはり理由となるとあればヒットラーが侵略した国が侵略したじゃないかというようなことがあつたとえばヒットラーが侵略した国があるわけです。私がこう申しますと、あるいはヒットラーのドイツが侵略したじやないかというようなことがあります。

○國務大臣(鳩山一郎君) 非常に何と

言いますか、大ざっぱに考えますと、それでも、大体において幾らジュネーヴの会議が、四巨头の会議が成績をおさめました。まだ絶対に軍備が要らぬ世の中になるのはほど遠いことはないかと思います。日本が今考えておられるための最小限度のものを考えておるのであります。これまでに軍備が要らぬ連であることは、中共、あるいはその他の侵略に対する最小限度のものを考へておられるために、國の侵略に対しても、一時的にでもこたえておられる方針をとるとして行

べく、このことが非常に必要だと考えております。

○堀眞琴君 ただいまのお話をとて、貿易を増進して、お互いに平和の方方が生活が豊かになるんだということを体験できるようなつき合いをして行くこと、そして国際関係を正常化

するから、自衛力の限度につきましては、日本の経済力とにらみ合せて、日本が生活が豊かになるんだということを考えて、誤解のないようになります。まさに外相がお話しでございましたが、現に日本政府がとつている政策とは、私はかなり違った方向に向くべきではあります。たとえばボーランドの問題、あるいはチエコの問題、オーストリアの問題、いずれも、それぞれ理由があつたわけであります。私は総理についてみましても、いろいろ問題があります。たとえばボーランドの問題、あるいはチエコの問題、オーストリアの問題、いずれも、それぞれ理窟をもつてその手段と考え得るというような、そういうことを計画しておるのではなく、一国の独立国として最小限度の不慮の事態に備える道の防衛力

です。それで、その手段を考えるといふと、その手段と考へておられるような平和的方向がおられます。鳩山首相の考へておられるような平和の方向、ごく最小限度の力の自衛手段は持つが、しかし外交的手段といふものを重視するというのであります。私は自衛力の増強な

どということは問題にならないと思ひます。それから、スイスのお話をお出しになりましたが、私においては、外交的な手段その他の手段

スイスの軍隊が何万ですかをちょと忘れてしましましたが、十万とはないと思ひます。私も斯ういう数字を持って参りませんで、スイスの軍隊が何万ですかをちょと忘れてしましましたが、十万とはないと思ひます。それがどうのうでしたか、スイスのお話をお出しになりましたが、私

○國務大臣(鳩山一郎君) スイスは非常にうまく政治をやっておるところだ

と思ひますが、私のスイスの例を引いて私弁をしたことはありません。だれがそう申しましたか、私はないのです。

○堀眞琴君 杉原さんですか。

○國務大臣(杉原荒太君) 私はきのうエーデンをちょっとと……。

○堀眞琴君 ああ、間違えました。スエーデンです。

○國務大臣(杉原荒太君) スエーデンでしよう。

○堀眞琴君 ええ。スエーデンです。

○國務大臣(杉原荒太君) スエーデンであります。

○堀眞琴君 ええ。スエーデンであります。しかしそれをしないような外交方針を

とつておるわけです。つまり防衛の力は武力を中心とするものではなくて、むしろ外交手段によって防衛をしてい

たのだと思うのです。現に百何十年間戦争したことがないということを自慢のようにしております。そういう国

が、空軍は非常に精銳たというお話をあります。まさかアメリカの持つてあります。まさかアメリカの持つて

いるような大きなジェット戦闘機とが、空軍は非常に精銳たというお話をあります。まさかアメリカの持つて

いました。そうして先ほどちょっとと例にしろ重きを置くとか、あるいは外交手段に重きを置くとか、その国の事情にいろいろの国によって、かなり今まで

の歴史的に見ましても実力的手段をもつておるわけですね。つまり外交手段でやつておると思います。しかしながらでやつておると思います。ただその間にあります。まさかアメリカの持つてあります。まさかアメリカの持つて

いました。そうして先ほどちょっとと例にあります。まさかアメリカの持つてあります。まさかアメリカの持つて

とが、私はむしろ防衛というものの第一義のことではないか、私は実はそういうふうに思つております。またおそれらくは世界の多くの国が今ではそういうことを考えておるのではないかと推測しております。

○堀眞琴君

その点に関連してもう一度お尋ねいたしますが、日本の防衛はアメリカとの共同防衛の形において日本を防衛するのも将来起るであろうところの戦争の相手國といふものを予定しております。その相手國に対して、たとえば予防戦争等も行われてきたことは御承知の通りだろう、と思う。そのためアジアの方面では御承知のように日本ばかりじゃなく、台湾、フィリピンという太洋の大地上に面した地域に対して防衛措置を講じておるわけです。その場合にアメリカとしては特定の国を侵略するであろうと想敵国といふか、あるいは侵略をするというふうに思つますが、その点はどうです。

○國務大臣(杉原荒太君) よくアメリカ側のそういう点についていろいろ國と考へて、日本でもそういう防衛措置を講ずるということになるのではないかと思いますが、その点はどうですか。

○國務大臣(杉原荒太君) よくアメリカのアジア政策をみますと、具体的な言葉でいえば、ソビエトと中国、あとでは中國も変ったわけですが、とにかくあ

う。しかし私は、アメリカが結局それがどういうふうな政府として政策をとつて行くかとなると、ああいう國でそういうことを考へておるのではないかと推測しております。

○堀眞琴君

その点に関連してもう一度お尋ねいたしますが、日本の防衛はアメリカとの共同防衛の形において日本を防衛するのも将来起るであろうところの戦争の相手國といふものを予定しております。その相手國に対して、たとえば予防戦争等も行われてきたことは御承知の通りだろう、と思う。そのためアジアの方面では御承知のように日本ばかりじゃなく、台湾、フィリピンという太洋の大地上に面した地域に対して防衛措置を講じておるわけです。その場合にアメリカとしては特定の国を侵略するであろうと想敵国といふか、あるいは侵略をするというふうに思つますが、その点はどうです。

○國務大臣(杉原荒太君)

たびたび申します。それからまた現に四巨头会議の時などでも、アイク大統領なども、やはり予防戦争ということはアメリカとしては全然そういう意思がないということを明言しておる。私はこれは真実そうであろうと思う。またそういうことでアメリカ国民が政府について行なうことは思いません。いろいろの批評はありますけれども、私はやはりどうかと直接に話し合うということは、この点からいへば侵略するであろうと想敵国といふか、あるいは侵略をするというふうに思つますが、それは非常に重要な意義のあることだと考へておると思う。それだから今度の結果がどうであろうと、ともかく話し合ひをしておると思う。その間にお互いにいろいろの疑心暗鬼を生じておる。それは非常に重要な意義のあることだとおもふのであると、ともかく話し合ひをしておると思つます。

○堀眞琴君

私は何を予防戦争といつておるわけではありません。ただ日本としてもアメリカの予定しているある國を、特定國を想敵国といふか、あるいは侵略をする國と考へて、日本でもそういう防衛措置を講ずるということになるのではないかと思いますが、その点はどうですか。

○國務大臣(杉原荒太君) よくアメリカ側のそういう点についていろいろの観測があるようありますが、もちろんアメリカの内部にいろいろのそういう点についての意見はございましま

う。しかしこれは、アメリカが結局それをどういうふうな政策として政策をとつて行くかとなると、ああいう國でそういうことを考へておるのではないかと推測しております。それからまた現に四巨头会議の時などでも、アイク大統領なども、やはり予防戦争ということはアメリカとしては全然そういう意思がないといふことを明言しておる。私はこれは真実そうであろうと思う。またそういうことでアメリカ国民が政府について行なうことは思いません。いろいろの批評

があります。それからまた現に四巨头会議の時などでも、アイク大統領なども、やはり予防戦争ということはアメリカとしては全然そういう意思がないといふことを明言しておる。私はこれは真実そうであろうと思う。またそういうことでアメリカ国民が政府について行なうことは思いません。いろいろの批評

○國務大臣(杉原荒太君)

トと中国を侵略するであろう国として、現に朝鮮の問題が起つたときには侵略國という烙印さえ押した。アメリカはそういう立場をとつており、日本はこれと共同防衛の責任をとつておるが、その結果は韓國と米韓防衛条約を結ぶ。ある工合に、大陸に對して戦略的な並びに戰術的な考慮の上に立つて今日の戰略態勢を整えておる。つまり極東防衛のためいろいろの態勢を整えているのだと思います。日本はそれと共同防衛の責任を持つて、アメリカはソビエトと中国を侵略するであろうと想敵國といふか、あるいは侵略するであろうと想敵國だとして刻印を押して想定してあります。それからまた現に四巨头会議の時などでも、アイク大統領なども、やはり予防戦争ということはアメリカとしては全然そういう意思がないといふことを明言しておる。私はこれは真実そうであろうと思う。またそういうことでアメリカ国民が政府について行なうことは思いません。いろいろの批評

があります。それからまた現に四巨头会議の時などでも、アイク大統領なども、やはり予防戦争ということはアメリカとしては全然そういう意思がないといふことを明言しておる。私はこれは真実そうであろうと思う。またそういうことでアメリカ国民が政府について行なうことは思いません。いろいろの批評

○國務大臣(杉原荒太君)

の時などでも、アイク大統領なども、やはり予防戦争ということはアメリカとしては全然そういう意思がないといふことを明言しておる。私はこれは真実そうであろうと思う。またそういうことでアメリカ国民が政府について行なうことは思いません。いろいろの批評

があります。それからまた現に四巨头会議の時などでも、アイク大統領なども、やはり予防戦争ということはアメリカとしては全然そういう意思がないといふことを明言しておる。私はこれは真実そうであろうと思う。またそういうことでアメリカ国民が政府について行なうことは思いません。いろいろの批評

○國務大臣(杉原荒太君)

私は杉原長官にもう一度念を押しておきたいのですが、あなたが先ほどの説明では、たとえばソビエト、中国というような國々を決して侵略する国とは思ひぬ、當分ですよ。先ほど申しましたように、不時の問題が起るかも知れぬということは鳩山首相も言っておられる。不時の問題が起るかも知れぬということは、やっぱりソビエトや中国を指しておられるじゃないかと思いますが、ところがその中國があるか、あるいは侵略するできるかと考へられるが、ところがその中國やソビエトが想敵國ではない。その他の國で日本を侵略することのできる國があるか、あるいは侵略するできるかと考へられるが、ところがその中國やソビエトが想敵國ではない。そのために十九万何千までふやすのです

一部を改正いたしますときに、経済審議片長官に対する質問の途上におきまして起つた問題であります。この防衛関係の問題を考える上において大事なことだと思いますので、私はお伺いしたい。それはだんだん質疑応答を重ねて行きます。いわゆる経済六カ年計画といふものは、防衛計画といふものと見合わなければ固まらない。それから今度は、防衛計画についてこちらでお伺いします。いわゆる経済六カ年計画と見合わなければどうか、お伺いします。

本委員から御指摘の点、きわめて大事な点であつて、しかも非常にむずかしい問題でござりますけれども、実はどつちが先、どつちがあとというようないい、そうして、これはその裏づけとなる防衛生産というようなことも当然備の六カ年計画をなるべく早く立てたいたとして、これはそのままのところにかかる手はただ一つ、国際連合の本委員から御指摘の点、きわめて大事な点であつて、しかも非常にむずかしい問題でござりますけれども、実はどつちが先、どつちがあとというようないい、そうして、これはその裏づけとなる防衛生産というようなことも当然備の六カ年計画をなるべく早く立てたいたとして、これはそのままのところにかかる手はただ一つ、国際連合の方によつてということで進んでいます。

今考へておりますのは、防衛力の整備が現在どういうふうに進行されておりますか、これは外務大臣がおりませんが、おわかりでしたならば、この際御答弁願いたいと思ひます。

こう思つております。
○國務大臣(杉原荒太君) ただいま野本委員からの御指摘の点、きわめて大事な点であつて、しかも非常にむずかしい問題でござりますけれども、実はどつちが先、どつちがあとというようないい、そうして、これはその裏づけとなる防衛生産というようなことも当然備の六カ年計画をなるべく早く立てたいたとして、これはそのままのところにかかる手はただ一つ、国際連合の本委員から御指摘の点、きわめて大事な点であつて、しかも非常にむずかしい問題でござりますけれども、実はどつちが先、どつちがあとというようないい、そうして、これはそのままのところにかかる手はただ一つ、国際連合の方によつてということで進んでいます。

今考へておりますのは、防衛力の整備が現在どういうふうに進行されておりますか、これは外務大臣がおりませんが、おわかりでしたならば、この際御答弁願いたいと思ひます。

こう思つております。
○國務大臣(鳩山一郎君) 現在どういとにかくまず大体の六カ年の間に整備したいと思う。防衛力の規模というものが、最後に審議院の長官は、つまり防衛計画が先行して、経済六カ年計画が変つてくるということはない。この経済六カ年計画において、大体の規模というものがきまる、そういうふうに考へて行けばいいだろう。この点の答えで、私は現在においても、将来におきましても、経済六カ年計画の策定推進という点で、防衛六カ年計画の樹立推進ということが、いつでも、こういふうな状態においてはつきりせずに行くことは、そのいずれもにとりまして、おもしろくない状態である。この両者の関係というものを、どういうふうに調整し、どういうふうに結びつけて行こうとするか、ということは、相當めんどうな問題だと思う。この点について、私は鳩山總理と防衛府長官にお伺いしたいと思います。

○國務大臣(鳩山一郎君) 日本の防衛力は日本の國力に応じて考慮して行かなければならぬと思ひますから、言葉をかえて言えば、経済六カ年計画を作つて行かなくちゃならぬと、

うとする方針である。ところが国際司法裁判所に提訴しますためには、相手方の同意を必要とする。遺憾なことに韓國はこれに同意を与へなかつた。そこで残る手はただ一つ、国際連合の力をよつてということで進んでいます。その間は韓國はこれに同意を与へなかつた。そこで残る手はただ一つ、国際連合の力をよつてということで進んでいます。その間は韓國はこれに同意を与へなかつた。そこで残る手はただ一つ、国際連合の力をよつてということで進んでいます。その間は韓國はこれに同意を与へなかつた。そこで残る手はただ一つ、国際連合の力をよつてということで進んでいます。その間は韓國はこれに同意を与へなかつた。

うとする方針である。ところが国際司法裁判所に提訴しますためには、相手方の同意を必要とする。遺憾なことに韓國はこれに同意を与へなかつた。そこで残る手はただ一つ、国際連合の力をよつてということで進んでいます。その間は韓國はこれに同意を与へなかつた。そこで残る手はただ一つ、国際連合の力をよつてということで進んでいます。その間は韓國はこれに同意を与へなかつた。そこで残る手はただ一つ、国際連合の力をよつてということで進んでいます。その間は韓國はこれに同意を与へなかつた。

うとする方針である。ところが国際司法裁判所に提訴しますためには、相手方の同意を必要とする。遺憾なことに韓國はこれに同意を与へなかつた。そこで残る手はただ一つ、国際連合の力をよつてということで進んでいます。その間は韓國はこれに同意を与へなかつた。そこで残る手はただ一つ、国際連合の力をよつてということで進んでいます。その間は韓國はこれに同意を与へなかつた。

うとする方針である。ところが国際司法裁判所に提訴しますためには、相手方の同意を必要とする。遺憾なことに韓國はこれに同意を与へなかつた。そこで残る手はただ一つ、国際連合の力をよつてということで進んでいます。その間は韓國はこれに同意を与へなかつた。

うとする方針である。ところが国際司法裁判所に提訴しますためには、相手方の同意を必要とする。遺憾なことに韓國はこれに同意を与へなかつた。そこで残る手はただ一つ、国際連合の力をよつてということで進んでいます。その間は韓國はこれに同意を与へなかつた。

うとする方針である。ところが国際司法裁判所に提訴しますためには、相手方の同意を必要とする。遺憾なことに韓國はこれに同意を与へなかつた。そこで残る手はただ一つ、国際連合の力をよつてということで進んでいます。その間は韓國はこれに同意を与へなかつた。

うとする方針である。ところが国際司法裁判所に提訴しますためには、相手方の同意を必要とする。遺憾なことに韓國はこれに同意を与へなかつた。そこで残る手はただ一つ、国際連合の力をよつてということで進んでいます。その間は韓國はこれに同意を与へなかつた。

うとする方針である。ところが国際司法裁判所に提訴しますためには、相手方の同意を必要とする。遺憾なことに韓國はこれに同意を与へなかつた。そこで残る手はただ一つ、国際連合の力をよつてということで進んでいます。その間は韓國はこれに同意を与へなかつた。

うとする方針である。ところが国際司法裁判所に提訴しますためには、相手方の同意を必要とする。遺憾なことに韓國はこれに同意を与へなかつた。そこで残る手はただ一つ、国際連合の力をよつてということで進んでいます。その間は韓國はこれに同意を与へなかつた。

活に困るような連中の立場を全然考慮してやらないやり方なんです。それを国家公務員の場合にも、同率だからこれが事務的な改正でございますということは……、これは審議をすればそういう結論になります。きょうはあなたをおいてそんなに突つ込むつもりはないけれども、あなたの方の言いぐさは気に食わない。これは事務的な改正だというが、事務的じゃない。腹黒い解釈なんで調べれば調べるほど出来ますよ。

○政府委員(正示啓次郎君) ただいまの御議論、これは私もよくわかります。一つの大きな政策の問題を提起されておるわけでございまして、その御議論で参りますると、従来百八十日という失業保険の給付日については差額を補てんして参った。これか何も勤続期間の短い者が九十日になつたからといつて引き下げるということは、本来少なかつたものをさらに下げるといつておるわけですから、その御議論、さらに問題ではないかという御議論、さらには、国におきましてその三分の一を税金で負担をいたしておることも御承知の通りでございます。国家公務員の退職手当は全部これを税金で貯われることも申し上げるまでもございません。そこで私どもいたしましては、従来

ましたのでございますから、今回民間の方々の退職給付が勤続期間の短い方は九十日とすることに縮減をみるならば、その三分の一を税金でみておるわけでございますから、これに即応いたしまして、全部税金でめんどうをみていただいております。公務員も、やはりそういうふうになる。これが従来の建前から言いまして、一応さわめて機械的だという意味で申し上げたのでございますが、それがいかか悪いかの御議論は、これは失業保険の改正問題とも

からみまして、御意見のような点はございましょうと思います。しかし一方この点は私どもも御参考までに、もうすでによく御承知の通りでございますが、この季節の労働者等におきまして、きわめて短期間の失業保険の被保険者は、あなた方が、百八十日の給付を行われたことはわかる。つまり短期間の季節労働者なんかが、失業保険金をどんどん活用しすぎた傾向を抑制しようと避けるような方法で今回の改正を行われたことはあります。されば、その季節労働者なんかも、失業保険金をどういう気持ちによくわかるのです。しかし押える場合には押えるための合理的な方法がとられなくちゃならない。

○政府委員(正示啓次郎君) 私ども決してそういう不届きな考え方を持っていませんよ、そんなことは……。

○政府委員(正示啓次郎君) 私ども決してそういう不届きな考え方を持っていませんよ、そんなことは……。

○千葉信君 後段の方の労働省の考え方を申しますが、われわれとしてはさように考へる次第でございます。

は、国家公務員につきまして、従来の改正案が提出されたものと了解をいたしております次第でございます。そこから、労働省御当局等におきまして今回の改正案が提出されたものと了解をいたしておる次第でございます。さような点で、さような改正が行われます場合については、一つの大きな問題があるといふことは、国家公務員につきまして、従来の問題ではないかという御議論も承取る所であります。この点は大きな政策問題かと思うのであります。しかし一方におきまして、御承知のように失業保険につきましては、國におきましてその三分の一を税金で負担をいたしておることも御承知の通りでございます。国家公務員の退職手当は全部これを税金で貯われることも申し上げるまでもございません。そこで私どもいたしましては、従来

そうしてまた失業保険金が切れるころにはどこかへ行つて仕事をする。では省で計算すれば、今度の率の改正の仕事すれば、予算が三ないし四%なる、それでございました。一方におきましては、その三分の一を税金でみておるわけですが、その結果は、その負担もまた、その一部をそのまま出てきて、そのうち二十何戸は民間が建てるのである。従つてあなた方が考へているように、かなりこれが防止しようという考え方を持つことは、あなたの方も労働省の方も、それがいかか悪いかの御議論は、それは失業保険の改正問題とも

そうしてまた失業保険金が切れるころにはどこかへ行つて仕事をする。では省で計算すれば、今度の率の改正の仕事すれば、予算が三ないし四%なる、それでございました。一方におきましては、その三分の一を税金でみておるわけですが、その結果は、その負担もまた、その一部をそのまま出てきて、そのうち二十何戸は民間が建てるのである。従つてあなた方が考へているように、かなりこれが防止しようという考え方を持つことは、あなたの方も労働省の方も、それがいかか悪いかの御議論は、それは失業保険の改正問題とも

そうしてまた失業保険金が切れるころにはどこかへ行つて仕事をする。では省で計算すれば、今度の率の改正の仕事すれば、予算が三ないし四%なる、それでございました。一方におきましては、その三分の一を税金でみておるわけですが、その結果は、その負担もまた、その一部をそのまま出てきて、そのうち二十何戸は民間が建てるのである。従つてあなた方が考へているように、かなりこれが防止しようという考え方を持つことは、あなたの方も労働省の方も、それがいかか悪いかの御議論は、それは失業保険の改正問題とも

そうしてまた失業保険金が切れるころにはどこかへ行つて仕事をする。では省で計算すれば、今度の率の改正の仕事すれば、予算が三ないし四%なる、それでございました。一方におきましては、その三分の一を税金でみておるわけですが、その結果は、その負担もまた、その一部をそのまま出てきて、そのうち二十何戸は民間が建てるのである。従つてあなた方が考へているように、かなりこれが防止しようという考え方を持つことは、あなたの方も労働省の方も、それがいかか悪いかの御議論は、それは失業保険の改正問題とも

る公務員の勤続の状態、全部調べがついていますが、これは行政管理庁からもらつてありますから、全部ついています。そのついているのと、それから今までの実績からいう退職者の平均勤続年数等の算定から言いますと、あなたが言うように、今年は減つてているけれども、来年はふえるかも知れぬということは、それは答弁としてなり立つても、實際上そんなことは起りっこないことははつきりしている。そういう意味からいふと、あなたたちのやり方はあくどいぞということははつきり言える。しかし今日は資料をあまりそろえて持つておりませんから、あとでまた改めてやります。

○長島銀蔵君 議事進行で発言を求めたわけですが、今日は大分暑うございまして、難問題の法案も二つあがりましたから、ここで今日は講了していただきたい、こういう動議を提出いたしたいと思います。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○委員長(新谷寅三郎君) それではさよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十五分散会